全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1－10－2
TEL（862）6241～8
購読料　1部　30円

松竹錠
品川区大井 4－10－6
TEL（771）7477・9687
工　場（781）5472
（782）9189

環衛功労者に厚生大臣表彰

浴場業界十氏が栄誉になう

組織活動推進に貢献

環境衛生業界で、組織活動の推進と衛生措置の改善、向上に顕著な功績をあげた人々に対する厚生大臣表彰式は、十月三十日午後一時から東京ヒルトンホテルで行なわれた。この日、塩見厚相から表彰の栄に浴したのは全国的に、また地域的な立場に立って、環衛各業界に貢献した指導者八十四氏で公衆浴場業界では元全浴連理事長東京都浴組理事長の小穴隆太郎ら十氏がこの栄誉をにない、浴場業界の祝福を受けた。なお、理容師美容師養成功労者十五氏の厚生大臣表彰も同時に行なわれた。公衆浴場業界の受彰者はつぎのとおりである。

▲写真（上）は厚生大臣、会長表彰に喜ぶ受彰者

▽福士邦夫（59）青森県浴組理事長
▽若林浅次郎（60）栃木県浴組副理事長
▽富川源吾（58）前全浴連常務理事
▽小穴隆太郎（67）前東京都浴組理事長
▽見浦丈輔（56）富山県浴組理事長
▽北沢真佐志（64）長野県浴組理事長
▽柴田富夫（54）愛知県浴組副理事長）
▽松井翠（70）大阪府浴組理事長
▽吉見伊佐吉（66）愛媛県浴組副理事長
▽豊田今尭（56）鹿児島県浴組専務理事

環衛中央会理事長表彰

浴場業界で八氏

厚生大臣表彰にあわせて、全国環境衛生同業組合中央会理事長表彰が行なわれたが、公衆浴場業界の受彰者は、つぎの八氏である。

△伊藤嘉平（東京都浴組理事長）
△錦織忠義（東京都浴組事務局）
△田口松雄（茨城県浴組理事長）
△鈴木正之（愛知県浴組理事長）
△東口哲男（鳥取県浴組前理事長）
△藤本重徳（高知県浴組理事長）
△橋本清松（北海道浴組相談役）
△上坪庄作（北海道浴組相談役）

顧問の協力に感謝

政府の公衆浴場対策の推進にあたって、全浴連ならびに都道府県浴組の顧問の地位にある衆議院議員のかたがたには、きわめて積極的な協力をいただいていますが、衆議院解散必至の情勢のなかで、顧問議員のご健闘を祈るものです。全浴連と都道府県浴組の顧問議員は、つぎのかたがたです。

◇全浴連
田中伊三次（京都）渡海元三郎（兵庫）
◇北海道
地崎宇三郎、箕輪登、松浦周太郎、田中正己、篠田弘作、本名武
◇青森県
田沢吉郎、竹内黎一、熊谷義雄、中村拓道、森田重次郎
◇岩手県
鈴木善幸、野原正勝、椎名悦三郎、小沢一郎、志賀節
◇宮城県
愛知揆一、伊藤宗一郎、大石武一、長谷川峻
◇秋田県
佐々木義武、根本竜太郎
◇福島県
天野光晴、伊藤正義、湊徹郎、斎藤邦吉
◇茨城県
橋本登美三郎、塚原俊郎、赤城宗徳
◇栃木県
船田中、森山欽司、渡辺美智雄、森下国雄、藤尾正行、小平久雄、稲村利幸
◇埼玉県
福永健司、小宮山重四郎、鴨田宗一、青木正久、松永光、松山千恵子、山口敏夫、荒船清十郎、三ツ林弥太郎、野中英二
◇群馬県
長谷川四郎、中島源太郎、中曽根康弘、福田赳夫
◇千葉県
始関伊平、山村新治郎、水田三喜男
◇東京都
田中栄一、菊池義郎、宇都宮徳馬、賀屋興宣、小坂徳三郎、岡崎英城、小峯柳多、中村梅吉、天野公義、山口シズエ、福田篤泰、小山省二、島村一郎、山田久就、鯨岡兵輔、浜野清吾、石井桂
◇神奈川県
藤山愛一郎、田川誠一、河野洋平
◇山梨県
内田常雄
◇長野県
小坂善太郎、倉石忠雄、羽田孜、小川平二、唐沢俊二郎、増田甲子七
◇新潟県
小沢辰男、田中角栄、大竹太郎、渡辺肇
◇静岡県
西村直己、足立篤郎
◇愛知県
丹羽久章、早稲田柳右衛門、久野忠治、丹羽兵助、江崎真澄、海部俊樹、中野四郎、中垣国男、浦野幸男、上村千一郎、村田敬次郎、福井勇、辻寛一
◇岐阜県
松野幸泰、武藤嘉文、渡辺栄一
◇三重県
山手満男、田村元
◇石川県
別川悠紀夫
◇富山県
鍛治良作、吉田実
◇福井県
坪川信三
◇滋賀県
山下元利
◇京都府
田中伊三次、小川半次、前尾繁三郎、谷垣専一
◇大阪府
菅野和太郎、中山正暉、原田憲、古川丈吉、塩川正十郎、松田竹千代、木野晴夫、左藤恵
◇兵庫県
砂田重民、永田亮一、渡海元三郎、河本敏夫、有田喜一
◇奈良県
奥野誠亮
◇和歌山県
坊秀男、早川崇
◇岡山県
亀山孝一、大村襄治、橋本竜太郎、藤井勝志
◇広島県
灘尾弘吉、増岡博之、永山忠則
◇山口県
田中竜夫、小沢太郎
◇島根県
桜内義雄、竹下登、細田吉蔵、大橋武夫
◇鳥取県
赤沢正道、徳安実蔵、古井喜実
◇香川県
藤本孝雄、福田繁芳
◇愛媛県
関谷勝利、越智伊平、毛利松平
◇徳島県
三木武夫
◇高知県
仮谷忠男
◇福岡県
蔵内修治
◇長崎県
西岡武夫、中村弘海
◇佐賀県
大坪保雄、保利茂
◇大分県
村上勇、広瀬正雄、羽田野忠文、西村英一、佐藤文生
◇熊本県
松野頼三、園田直
◇宮崎県
相川勝六、瀬戸山三男
◇鹿児島県
床次徳二、池田清志、二階堂進
◇沖縄県
国場幸昌

全国最高50円、ついに実現

新潟県浴

補助金も獲得

新潟県の入浴料金は、九月二十七日改定告示、十月一日から実施されたが、大人料金五十円は、特殊地域の北海道離島をのぞいて全国最高料金となった。改定料金はつぎのとおりである（カッコ内旧料金）

大人五十円（四十円）
中人二十五円（二十円）
小人十五円（十円）
洗髪料十円（据置）

新潟県の入浴料金は昨年六月二十一日、大人四十円中人二十円小人十円婦人洗髪料十円を実施後一年を経過した本年の定例総会で料金改定申請を議決した。申請料金は大人五十円、中人三十円、小人二十円、婦人洗髪料十円として六月二十九日提出した。料金審議会委員は学識経験者側五名（県議一、大学教授二、論説関係一、会議所一）行政関係側二名（市長会一、町村長会一）消費者側三名（生協一、モニター一、労組一）業者側三名の合計十三名で会長は新潟日報論説副委員長中村八郎氏が選出された。八月七日第一回審議会を開き、以来九月二十六日最終審議会までに全体会議五回、小委員会三回を重ねて審議の結果、原則的には業界の額を了承することを前提として、中人、小人の申請料金を各五円減額し差額については助成することで業者側も納得した。

なお、助成の内容としては県と市町村で折半としたが、赤字市町村も二、三あるので最終責任は県当局がおうことを審議会の席上で確認したが、その差額は約千五百万円で、補助金の形で十二月県議会に補正予算として提案することになっている。

このことは今後の公衆浴場に対する上下水道の減免などをはじめとする助成施策に影響することはもちろん、県や各市町村の公衆浴場に対する公共性公益性について理解を深める好機にもなり、重要な意義をもっている。

また、今回の料金改定についてはとくに

①申請書提出までに県当局と十分に意見交換を行なった。

②審議会委員の中に県会議員を入れることに努力した。

③物価統制令による料金決定の違憲性を審議会の席上で徹底的に追及、主張した。

④審議会は業者側代表があくまで主役であって、単なる申請者側代表でないことを会議の席上主張し、各委員の説得に努めた。

⑤料金改定は業者側の利益に通じるような錯覚を持つ委員が多いので、会議期間中二回にわたって文書による作戦を実施した。

このような努力の結果、県の実態調査は今回に限りまったく行なわれず、業者側提出の総括原価方式による原価計算資料に基づき審議を重ね、全国最高料金が実現し、千五百万円の補助金も獲得した。

論泉

料金認可制のプラス、マイナス

今回の公衆浴場問題懇談会の答申によれば、当面とるべき対策として入浴料金について、現在のように物価統制令によって統制するやりかたは、不合理であり、改められなければならない。公衆浴場の公共的性格から行政庁（都道府県知事）が入浴料金を認可する仕組みにするよう検討すべきであると指摘している。

全浴連は、この答申について全国都道府県組合の希望と意見を聞き、これをまとめて九月二十五日の臨時総会で厚生省に対する要望書を満場一致で決定した。入浴料金については、自由料金を希望するものもあったが、大勢は認可制もやむをえないとしこれを認めたのである。

答申が指摘した認可制を業界側もこれを容認ということになれば、厚生省当局も、認可料金制へ移行する法律改正の作業にとりかからざるをえないと思う。

この際、認可料金制とはいかなるものか、検討してみる必要があろう。

認可料金制をとっている身近なものには「バス・タクシー等の料金」があるが、これらの業は、いずれも免許事業（公企業の特許）といわれるものである。

公衆浴場業も、当然、免許業として性格づけられることになるが、公衆衛生上または風紀上の障害を消極的に予防し、防止することを目的としていたことに対して、こんどはすすんで公共の福祉、つまり公衆浴場の利用者大衆の利益を積極的に増進することを目的とすることになる。

料金については、都道府県知事の認可を受けることになる。（この場合、業者が入浴料金を算定して申請する）認可を受けた額以上の料金をとることはもちろん、それ以下の料金をとることもできないことになる。なお、認可を受けた料金をいったん収受しておきながら、後でこれを割り戻すことも許されない。現在地方公共団体などの公営浴場が非常に安い料金でやっているが、物価統制令の料金が最高額を抑えていたのとちがい、料金の最低限度を抑えられることになるのだから、認可を受けた額以下の料金でやることはできなくなる。

しかし、よいことばかりではない。料金の改正を申請しても、バスやタクシーの場合のように申請が認可されないこともある。そのような場合には、業者に料金設定の申請権があるから行政事件訴訟法による不作為の違法確認の訴訟を提起することができるが、それよりも「知事は、入浴料金改正の申請を受けた場合は、一定期間のうちに認可または不認可の通知をしなければならない。その期間内に右の通知を発しなかったときは、その期間満了の日に認可のあったものとみなす」という条文を規定しなければならない。

このことなしに認可料金に移行するならバス、タクシー業等とは比較にならぬ小企業の公衆浴場業は、その負担にたえることが不可能であり、今日以上に苦しい経営をしいられるおそれがある。

近く行なわれるであろう法律改正にあたって、とくにこの点を注目し、その実現に努力しなければならない。

環衛中央会

評議員会開く

全国環衛同業組合中央会は、十月二十八日、東京平河町消防会館で評議員会（都道府県環衛協議会代表）を開き、四十八年度関係予算の増額のほか業界の発展策推進中央会事業の展開など協議した。

一千万円の補助金決まる

福岡県

老人の無料入浴も検討

福岡県は県浴場組合（理事長前田幸作氏）に対して四十七年度組合補助金として一千万円を交付することに決定した。

補助期間は、本年十一月から来年三月までの五ヵ月間で、補助金の運用については組合に一任されている。

なお、県当局は老人福祉の一助として、六十五歳以上の老人に対して特定の日に無料入浴のサービスを希望しており、組合側もこれについては検討を加えることになっている。

老人福祉と浴場

老人福祉対策のひとつとして公衆浴場の利用が考えられるようになり、敬老の日など特定の日に無料入浴として、その料金を自治体が負担する、あるいは常時入浴料金の一部を自治体が負担するといった方式が各地で実施されているが、実績をみると、いずれも好評で今後拡大するものとみられる。

中小企業の年末融資

およそ3兆円

中小企業庁は中小企業の年末の資金繰りを助けるため、ことしの年末金融対策を発表したが、それによると、国民金融公庫など政府系中小企業金融機関による特別貸し出しワクが千九百五十億円で、民間の金融機関による貸し出し目標予定の二兆八千億と合わせると三兆億円弱が中小企業向けの年末の金融対策で準備されることになった。

政府系中小企業金融機関による貸し出しは、本年度一兆三千九百五十四億円が予定されているが、今回の特別ワクはこれに追加されることになる。追加分の内訳は次の通りである。

▽国民金融公庫＝六百十億円
▽中小企業金融公庫＝五百二十億円
▽商工組合中央金庫＝八百二十億円

尾鷲市長に長野氏当選

三重、二人目の浴場主市長生まる

三重県尾鷲市長選挙は、十月一日投票（有権者二二、二九六人、投票率八八・四八%）が行なわれ即日開票の結果、前市議会議長で保守系無所属の長野勝明氏（49）が、前紀北教組委員長で革新系無所属の松田宣哉氏をやぶって当選した。

得票はつぎのとおり

当一〇、七〇一票、長野勝明
八、九一〇票　松田宣哉

新市長野氏は、同市大滝町の「滝の湯」を経営しており、三重県浴組（川田義明理事長）では浴場業界の支援に感謝している。

なお、さきに行なわれた久居市長選挙でも県浴組合員の野垣内三郎氏が当選、県下で浴場主の市長は二人となった。

三重、西日本最高料金獲得

三重県浴組（川田義明理事長）はかねて入浴料金改定を申請していたが、十一月十日から大人四十八円（現行四十円）中人二十円（据置）小人十円（同）洗髪料五円（同）の新料金が実施される。この大人四十八円は西日本地区の最高料金。

浴場三氏、表彰さる

山梨環衛業大会

環衛法施行十五周年を記念する第五回環衛業山梨県大会は、十月二十三日甲府商工信用金庫ホールで開かれた。業界発展対策について議事を進め

①業界の組織を強化し、過度の競争を防止し、環衛営業の経営安定をはかるため関係法令の整備促進をはかる。

②環衛業の近代化、合理化を促進し、物価安定に資するため、環衛公庫の貸付原資の増額、貸付条件の改善をはかる。

③個人企業の完全給与制実施と事業税の軽減など税制の改善につとめる、との決議を行なった。

この大会で功労者の表彰が行なわれたが、山梨県浴組関係はつぎの三氏である。

△知事表彰
三井三千雄
△山梨県環衛協議会会長表彰
井上健、平賀忠治

経営対策を検討

四国ブロック会議

四国ブロック（藤本重徳会長）では、全浴連伊藤理事長を迎えて十月二十五日、松山市梶原旅館でブロック会議を開いた。各県代表のほか中国ブロックからも特別参加があり、伊藤理事長から臨時総会後における中央情勢について報告、各県代表から地方浴場の苦しい経営状況についてこもごも説明があり、この打開策について料金値上げだけで解決できない現状、国の段階での助成策の樹立等、真剣な討議が行なわれた。

東北ブロックも

東北ブロック（高橋勝彦会長）では十月二十五日、青森市浅虫温泉「浅虫観光ホテル」でブロック会議を開催した。

公衆浴場問題懇談会答申とこれに対処する各県および全浴連の姿勢について各県代表から意見が述べられ有意義に会議を終った。

堀内理事長快方に

奈良県浴組堀内正信理事長は、五月下旬以来、大淀病院に入院加療中だったが、快方に向かい、このほど退院、自宅で療養中で一日も早い全快を念じている。なお、組合は副理事長中北棟治郎氏を理事長代行に選任している。

ロッカー・傘立・傘箱・下足箱
有限会社 東京錠前製作所
東京都墨田区亀沢町1～6～7
TEL 東京（623）1626

創業六十年の伝統と信用
浴場鏡専門店
ガラス・ブロック・サッシ
スポンサー名入無料鏡
御一報次等社員参上
株式会社 川口鏡店
東京都文京区本駒込4－39－4
TEL 821－6226・3874
台東工場 831－5810

湯……濾過機 超音波 バイブラ
設計・製造・工事・サービス
技術の日東
日東製作株式会社
東京都葛飾区金町4－4－1
電話 東京（03）607－0800（代）

●高級完全防水品質2カ年保証●
全国浴場用 無料名入り鏡 専門！
浴場主へは本社規定の掲載料をお支払い致します
［ポスト・ステン枠・素鏡等原価奉仕
お取付工事迅速・完全アフターサービス］
業界では初めての
◆千葉市公衆浴場組合
◆鶴見公衆浴場組合
◆前　橋・高崎浴場組合
◆宇都宮・境浴場組合
◆足　利・鹿沼浴場組合
◆熊ヶ谷・朝霞浴場組合
◆相模原他6地区組合
公認
提携
横須賀浴場組合（中崎看板広告社）
船橋・松戸組合（日東オリコミ）
杉並浴場組合（背景広告社）
＝他地区続々申入れあり接衝中＝
お電話次第係員即参上（遠近不問）

新社屋移転のお知らせ
毎々格別のお引立に預りまして誠に有難く厚く御礼申上げます。
扨てお陰様を持ちまして弊社も年々発展の一途を辿り社員数も遂次増加致しまして従来の社屋では手狭となりました為、本年十一月初旬より下記の新築ビルに移転致すことゝなりましたので此の段御通知申上げます。尚現在の社屋は分室として使用することに致します。
今後共尚一層の御指導御鞭撻の程お願い申上げます。

旭硝子サンミラー特約店直系
株式会社 創芸企画
本社　東京都北区滝野川6－10－10　☎（916）7136（大代）
分室　東京都北区滝野川6－85－7　☎（916）8268（代表）

代表取締役　菅野和夫
本社顧問弁護士　舎川法律事務所
（港区芝西久保巴町31）
本社顧問税理士　箱崎事務所
（中央区銀座8－7－21）
《本社提供番組》
★テレビ　東京12チャンネル
「ミッドナイトシアター」
毎水曜A.M.0.30より
★ラジオ　ニッポン放送
「セスナ作戦」
毎月・水・金P.M.3.00より
専属工事
旭硝子株式会社特約店
京葉サンミラーセンター
株式会社 柴（シバヨ）与
本社　中央区日本橋小伝馬町3－11
工場　松戸市松飛台御囲239

浴場対策に一億八千万円
東京都補正予算決まる

東京都消費生活対策室は、公衆浴場問題協議会の答申を行政に反映させるため、業界の要望をもとり入れて四十七年度補正予算を要求した。

都財政も本年度は相当に苦しく全体の予算額が九億三千万円のワク内で配分するとの基本方針が示されたため、とくに必要最少限のものにとどめ、その他はすべて四十八年度の当初予算に組み込むことになった。公衆浴場対策は重点施策としてとりあげられ、十月十九日の都議会で原案通り可決された。

総額は一億八千三百二十万円で全予算の一九％を占めたわけである。内容は答申の趣旨を生かして確保すべき浴場に対する強力助成としての「経営改善資金」一億二千万円を設け、一浴場二千万円まで、一年据置き十五年返済で利息は無利息である。条件としては借入期間中は浴場を継続しなければならないことにしている。生活保護世帯に対する入浴料助成費は六千二百二十八円で大人については三十五円、中人については十円とし、現行料金との差額分を都で負担するもので、東京都が組合発行の共通入浴券を買上げ生活世帯に配るわけである。これについては四十七年度当初予算で四十円までの差額五千六百三十万円を組んでいるので、合計すると一億一千八百六十万円になる。共同事業費補助金は九十二万五千円で、内容は重油の共同購入を前提としてメーカーとの契約にあたって売掛金に対する保証金として五千万円を支出することによって単価を引下げようとするもの。五千万円は東京都が融資あっせんを行ない、債務保証を行なった上、利子についても利子補給を行なうものである。

都では早速入浴券を十一月中におくる準備中である。当初考えられたヒートポンプと重油の地下タンク補助などは四十八年度当初予算で要求することになった。

全国環衛業者総
消費税等の撤廃
演壇
議長席

写真（上）は東京神田共立講堂で開かれた環衛業全国大会

飲食消費税
〃撤廃期成同盟〃を結成
環衛業総決起大会開く

環衛業界をとりまく環衛はてきびしいものがあり、山積された諸問題の解決と衆院解散にともなう体制確立のため、十月二十七日東京神田共立講堂に二千五百人の業者が参集して来賓の国会議員に訴えるとともに関係官庁に強く要請することを決議した。

まず全喫茶連斎藤理事長の開会の言葉についで高橋中央会理事長（大会委員長）があいさつ、議長団に理容、興行、中華、社交連理事長を選出し、議事に入った。

環衛関係営業に対する行政庁の指導育成体制強化について全浴連伊藤理事長から「厚生省は衛生面の指導監督に終始し、業界の経営育成指導に欠けている。

そのため環衛業全体が経済面で生業化、零細化し、あるいは公衆浴場のように斜陽化してしまう。そこで厚生省の機構に指導課を新設して強力に経営面の育成指導をはかる必要がある」との提案説明があり、原案通り可決、四十八年度環衛関係予算の増額と融資条件の改善、入場税の撤廃、料飲食等消費税の撤廃をいずれも原案通り可決した。

ここで緊急動議として飲食消費税撤廃期成同盟の設置が可決された。

大会決議

国民の消費生活の合理化にきわめて関係の深い、われわれ環衛関係営業の健全な成長発展をはかるため次の政策的措置の実現を期す

一、環衛業に対する行政庁の指導育成体制を整備強化するため環境衛生局に「指導課」を新設されたい。

一、環衛業の近代化、合理化および組織化を強力に推進するため環衛指導助成費を大幅に増額されたい。

一、環衛公庫融資を環衛業の実態に即した制度とするため貸付ワクの確保、償還期限の延長、金利の引下げなど借入条件の改善および簡素化をはかられたい。

一、料理飲食等消費税および入場税の撤廃で環衛業関係税制の合理化を直ちに実施されたい。

以上の措置の実現を期してわれわれ全国環衛業者は、その組織力をあげて政治勢力を結集し、統一した行動をすることをここに申し合せるものである。

浴場問題研究会が発足
奈良県浴　組合員に呼びかけ

奈良県浴組（理事長代行中北棋治郎副理事長）が強く要望し続けてきた公衆浴場問題研究会がいよいよ発足することに決まった。委員は県立奈良短大橋爪教授のほか学識経験者、行政庁のほか浴場業界、消費者代表を加えるかどうか検討されているが、この研究会によって浴場の今後のありかたに的確な路線が敷かれるよう業界の関心と期待がかけられている。県浴組は、全組合員に対してつぎのように呼びかけている。

県当局におかれてはここ数年来衰退の一途をたどりつつある、浴場業界の姿を十分認識下され、今度浴場問題研究会なる機関の設置をみ、いよいよ発足することになりました。

ご承知のごとく、私達浴場業種は国民生活に不可欠の存在でありながら、今日まで長きにわたって物価統制令の規制を受けてまいりました。近年住宅政策や、高度成長による家庭生活における様式の変化にして家庭風呂の普及、物価の上昇等、業界は三十九年度をピークとして、以来、長き下り坂に突入いたしております。最近全国的にみて、平均十日に一浴場が廃業を余儀なくされている現状であります。

国におきましても、こうした事態を考慮して、この際抜本的な方途を見出し、今後の業界のあり方について検討すべく、浴場問題懇談会が四十五年九月に発足をみたのであります。

以来一年十ヵ月にわたる調査審議の結果、ようやくその意見書なるものが発表されたのでありますが、こうした時機に際し、私達業界を県独自の立場において綿密なる企業診断を行ない、これが長期展望に立って根本的な経営安定策を打出していただくことを期待する次第であります。期間は長期にわたることと思いますが、その間組合各位の誠意あるご協力をお願い申上げる次第であります。

法律相談
「地代の値上げ」

【問】私は借地に公衆浴場を建てて営業していますが、地主から、地代を四倍値上げするとの通知が来ました。地主に問合わせたところ、昨年十二月に地代家賃統制令が改正されたから値上げするということです。そのような改正が本当にあったのでしょうか。また、値上げされた地代が近所の相場からみて不当に高い場合でも借地人はそれに応じなければならないのでしょうか。

【答】この質問はいくつもの問題をふくんでいるので、順を追ってお答えします。

一、昨年十二月地代家賃統制令による統制額を定める告示の一部が改正されました。地代についての重要な改正点は、従来の統制額が土地の価格に千分の二十二を乗じて得た額と固定資産税額との合計額の十二分の一となっていたのが、土地の価格に「千分の五十」を乗じて得た額と固定資産税額との合計額の十二分の一と改められた点です。したがって、地主側からいえば、割合がふえた分だけ値上げをすることが認められたということになります。もっとも、統制額とはこの額まではとってもよろしいという意味のものですから、必ず値上げをしなければならないわけではありません。

二、しかし、地代家賃統制令はあらゆる借地・借家にすべて適用されるものではありません。同令はその二十三条で適用が除外される借地・借家を規定しています。これによると、たとえば、昭和二十五年七月十一日以後に新築に着手した建物とその敷地、延面積が九十九平方メートルをこえる建物とその敷地、事務所・店舗・工場・病院・公衆浴場等の建物とその敷地などについては、統制令の適用はありません。したがって、公衆浴場建物の敷地として土地を借りている質問者の場合は、統制令の適用外ということになります。

このように統制令の適用がない土地の地代の値上げは、租税公課の増額、土地の価格の値上がり、近隣土地の地代とのバランス等から従来の額が不相当となった場合、借地法十二条による地主の一方的な意思表示によって行なわれることがあります。

三、それでは、このように統制令の適用がない土地は、どのように高い地代を要求されても借地人は文句をいえないかというと、そうではありません。借地人が地主の決めた額を「適正」と認めない場合は、自分が相当と思う額を支払うか、地主が受領を拒むときは供託すればよいのです。そうすれば、地主としては借地人が自分の決めた地代を払わないからといって、債務不履行により契約を解除し、土地の明渡しを請求することはできません。結局地主としては、借地人の主張をそのままのむか、もう一度話合いをするかそれとも増額地代支払請求訴訟を起こし、裁判所に適正賃料はいくらかという判断をしてもらうかの三つのうち一つを選ばなければなりません。

四、そこで問題となるのは、適正な地代を判断する基準は何かということです。これはいろいろな要素を考慮に入れて決めなければなりませんから、かなりむずかしい問題です。最も簡便な方法としては次の方式があげられます。

$$(\text{底地価格}\times\text{適正利潤}+\text{固定資産税}+\text{管理費})\times\frac{1}{12}$$

底地価格とは、その土地の価格から借地権価格をひいたものすなわち通常は更地価格の二割ないし三割（繁華街では一割とみられるところもある）です。適正利潤をどう決めるかも問題ですが、年六分の商事法定利率を採用する例が多いようです。仮りに、土地の価格を五千万円底地価格をその二割、適正利潤を年六分として計算方式をたてると

$$(5000\text{万円}\times0.2\times0.06+\text{固定資産税}+\text{管理費})\times\frac{1}{12}=(60\text{万円}+\text{固定資産税}+\text{管理費})\times\frac{1}{12}$$

となります。

右の方式はあくまでも一応の基準にすぎませんが、ある程度の目安をつけるためには便利で、裁判所では、このほか近隣土地の地代の相場、値上げの率と頻度、支払った権利金の額などいろいろな事情が加味され、適正賃料が決定されます。質問者の場合、従来の地代が相当であったかどうか、前回の値上げはいつされたかなどの事情がわからないので、決定的なことはいえませんが、通常の場合一挙に四倍という大幅な値上げは妥当でないといってよいと考えます。

（弁護士　松本一郎）

伊豆の仙境に〃共同浴場〃
小鍋温泉をたずねて

伊豆の共同浴場を紹介しよう。伊豆急河津駅から、伊豆の踊り子で知られる下田街道を十五分ほど登ると、ひなびた家なみのなかに小鍋（こなべ）温泉がある。

旅館が二、三軒あるだけだが、ここの名物「猪鍋」はなかなか有名である。

「にかいや」という旅館の敷地のなかに、三十八軒の共同浴場がある。小鍋地区の三十八軒で共有し、共同使用、共同管理で当番をきめて清掃まで分担するという特異の存在。利用するのは百五十人たらずだが、夕刻になると、いで湯の湯けむりのなかで話の花がさき、一日のいこいの場として、かなり混み合いながら交流のムードが高まる。朝と昼は人かげもなく、谷川の音が心にしみ込んでくるような静けさで〃つばき咲く、いで湯の村の昼しずか〃の風情そのままである。

この風呂の効能は、ひふ病、じ、ひび、あかぎれによくきくそうで南伊豆風土誌によると、この温泉が世に出たのは治承四年。大正のころは歩くこともできない病人のために、弁当持参で〃背負い子〃にしょう油だるをつけて、ここの湯を汲みにくる人が少なくなかったという。それほどに効能があったということだろう。

設備はまことに質素、カランもなく、奥行き一間たらず。間口も一間半ほど。泉質は炭酸泉、湧出量毎分二十リットル、泉温四十二度、昔は木槽だったが、明治三十三年改修されて以来、いまも岩風呂。都会の俗をはなれて、ときにはこんな浴場を訪ねてみるのもよいものである。

◇ ◇

（写真は、ひっそりとしたたたずまいをみせる小鍋温泉の〃共同浴場〃――日頃の騒々しさを離れて、のんびりと自然のよさを心ゆくまでたっぷりと味わえよう――というもの）

経営相談室を開設
東浴　毎週土曜日に

東京都浴組では、これまで毎月一回法律相談日を設け、弁護士松本一郎先生のアドバイスで借地権その他の問題について相談に応じ好評をえておりましたが、最近は経営問題あるいは多様化、多角化の問題、税務問題、金融等の問題でお困りの方が多いところから、本部ではこのほど東京都財務監査研究所と契約して経営相談室を設け、浴場業に対するあらゆる相談に応ずることになりましたのでぜひご活用くださるようお知らせいたします

△相談日　毎週土曜日
午前十時から十二時まで

△相談員
公認会計士　中村精三氏
公認会計士　戸川正士氏
公認会計士　池田昭義氏

△申込みの方法
毎週金曜日までに電話で組合事務局庶務課へ申込んでください
電話　八六二、六二四一―八
内線十九番

おわび

先月号（十月一日号）掲載の㈲睦和商事の広告中の栖屋商事は、㈲睦和商事との特約代理店となっていますが、一切関係のない事を証し、お詫び申し上げます。

編集部広告係

安定した
濾過促進剤！
ネオライト
■どんな沪過機にも使える
■沪過時間が長くもつ
■清澄度が抜群
■経費が1/3節約できる
■掃除の手間が簡単
■沪過機の寿命をのばす
東京珪藻土工業株式会社
東京都渋谷区千駄ケ谷5－1
電話（352）3466（代表）
〒151

ハイニット　重油添加剤
■バーナーの調子がピタリ一定!!
■スラッジ障害を防止し完全燃焼を促す
■今までの経費の20%以上の利益が得られる。
煙突掃除剤　カーボンクリーン
■カーボンクリンを1週1回燃焼中のボイラーの炉内に入れるだけでOK
■煙突はキレイになって完全燃焼・火力倍増！
スキトウル　赤錆防止剤
■お湯や水が赤くなっていませんか？
■毎日僅かの使用で赤錆は出なくなり釜の内側に皮膜を作って錆の発生を防ぎ釜の寿命も延ばす。
東京珪藻土工業株式会社〒151
東京都渋谷区千駄ケ谷5－1
電（352）3466（代）

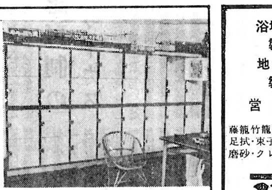

大日之出下足箱
おしどり下足錠
大日之出ロッカー
おしどり脱衣錠
大日之出廻転式傘台
大日之出傘立錠
大日之出製作所
大田区大森北5丁目15番16号　TEL（761）3409　（763）0535

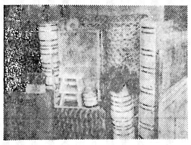

浴場用具一式
製造販売
地球束子
製造販売
営業品目
藤籠竹籠・子供寝台・桶各種
足拭・束子・刷子・横肌・肌拭
磨砂・クレンザー粉石鹸
駒形屋商店
東京都墨田区墨田一丁目一番十六号
電話（611）7323番（612）6953番
振替口座　東京　74113番

不慮の事故にそなえ
みんなで加入しましょう火災共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

さくらの
サウナ家具
及備品
桜木芸工業株式会社
本社　品川区勝島1～3～27　〒140
TEL　765～3331～3

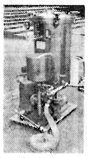

全国各地で最高の人気！
公認検査証付き・国宝級の名器
西日東パイオニア濾過機
総ステンレス設計永久品
超音波ノーズル・産地硅藻土卸
硅藻土使用量　1ヶ年3，4包
田丸屋製作所
倉敷市美和2丁目　難波ビル
電話　0864（22）3350～1番

加入で安心．利用で繁栄
みんなで育てる生命共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

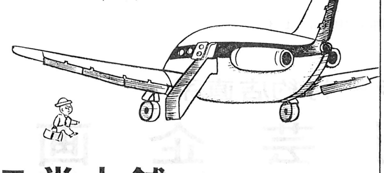

'72白バラ堂東南アジア観光旅行
皆様お待たせしました
もう間近です！
★出発
昭和47年11月15日
★主なる観光目的地
●バンコック（2泊）
●クアラルンプール（1泊）
●シンガポール（2泊）
株式会社　白バラ堂本舗　（918）4547

Mutuwa
皆様のムツワ湯桶
・髪洗桶・腰掛・洗剤（エースワン）
特約代理店　岐阜市浴場組合　岐阜市鍵屋西町1－75TEL0582（52）1456
小川商事　東京都北多摩郡久留米町1－5－21TEL0424（71）5417
丹波商事社　群馬県桐生市東1－5－35TEL0277（45）1819
発売元
有限会社　睦和商事　本社　〒104　東京都中央区築地2－15－15　TEL03（543）2896～8

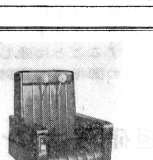

サンヨー電気マッサージ機　SANYO　三洋電機株式会社
浴場営業用SBC-20.C（コイン式）、標準価格　￥65,000円
手間がかからずに大きな副収入をお約束!!
○お支払は24回払のサンヨーローンを利用できます。
○3分間20円ですから収益も多くなります。
○三洋電機の完全アフターサービスにより安心して御使用できます。
※他社メーカーの下取も御相談に応じます。
三洋医用機器販売株式会社　東京都文京区本郷3－10－15　TEL 814－4221～4（代）
営業所　大阪・名古屋・福岡・仙台・札幌・広島

省力化で経営順調

公庫融資受けた浴場

環衛金融公庫は、最近の「かんえい公庫だより」で新築浴場に対して融資した設備資金が成果をあげた事例について、つぎのように報じている。

設備計画への経緯

公衆浴場業の現状をみると、業者は、全国に約二三、二〇〇軒あり、そのうち東京、大阪で約四、七〇〇軒となっているが、全国数を五年前の二三、八〇〇軒に比べると、わずかながら減少している。公衆浴場数が減少してきた要因の一つとして、自家風呂設置率の増大があげられる。新築住宅・公団アパート等には必ず風呂が設置され、現在、自家風呂のある家庭は全世帯数の六〇%に達しているといわれる。このため、公衆浴場利用者は年々減少してきてり、昭和三十年代にピークを迎えた公衆浴場も減退傾向を示し、経営の多様化、多角化の現象がみられる。

	当浴場	浴場業平均
年間売上高	7,783	5,090
従業員1人当り年間売上高	2,594	1,022
従業員数	3	5

表2　最近の入浴料金推移（A県）

	大人	中人	小人	洗髪
41年4月	27円	15円	8円	7円
42年7月	27	15	8	7
45年6月	35	20	10	10
46年10月	40	20	10	10

さらに、現在の営業店主の約七〇%は家業継承によるものであり残りの三〇%も純然たる新規開業は少なく、既存営業店の買取り、または分店、支店として新設されたものが大部分で、純新規開業の構成比率は二%内外と推定される。

今回訪問先のA県のK浴場は、以上のような業界背景のもとに新規開業したものであるが、当浴場も純然たる新規開業ではなかった。すなわち戦前は、現経営者の祖父が当所で長らく浴場を経営していたが、戦後廃業し、第三者に施設を賃貸して第三者が営業を継続してきたものを祖父より買受け解体新築を計画したものである。

買取るにあたっては、公衆浴場業界の現状をふまえて、企業として成り立っていけるかどうかについて慎重に検討した結果、当浴場の立地が小住宅地帯で自家風呂の普及率がきわめて低いため、入浴需要は企業として維持可能なだけ見込まれることから買取りに踏切ったものである。

設備計画の内容とその投資効果

設備計画は、昭和四五年度の初めに次のようにたてられた。

①前経営者時代の土地、建物買取り
……六〇〇万円
②店舗新築（鉄筋コンクリート造二七二・三二㎡）
……一、四〇〇万円
③浴場設備（カラン・ボイラー他）
……六〇〇万円

これに対する資金調達として、

①自己資金（遊休土地の売却）
……一、〇〇〇万円
②建築業者への延払
……六〇〇万円
③環衛公庫資金の借入
……一、〇〇〇万円

前記計画の土地は、その所有者と血縁関係にあったこと、建物は老朽化が著しく、前経営者が廃業を考えていたこと、などからいずれも比較的割安で買取りができた。

浴場新築は、工事請負業者の勧めもあり、内外装ともデラックスなモデル店舗を計画、近代化を図るとともに、燃焼設備をはじめとして極力オートメ化し、省力化を推し進めた。

資金調達面では、自己資金割合の増加に努めるとともに、建築業者の積極的支援に加え、長期の安定資金として環衛公庫資金を利用した。

ちなみに設備投資後一年間の業績は、次のとおりとなり、当初の予想に近い数字を示している。

売上高	七七八万円
経費	四六五万円
減価償却費	二〇五万円
税引前利益	一〇八万円

むすび

当浴場がまずまずの実績を作った要因を考えてみると①最大の原因として、当浴場の立地条件のよさがあげられる。当県は距離制限が半径三百㍍であるが、五百㍍以内に同業者がないこと、加えて商圏内が、小住宅、アパート密集地であり、自家風呂所有率が低く、入浴客数が多かったこと、②形式的には新規開業になるが、前経営者からの営業をそのまま引継いだもので現経営者も浴場業の経験があったことなどがあげられる。

計算管理のために浴場専用の伝票利用を

浴場業界でいつも問題にされている計数管理についてもう一度考えてみたい。

ほとんどの業者は手数のわずらわしさから計数への関心が薄く、その管理もなおざりになりがちだった。計数管理が完全に行なわれるということは、統一された信頼性のある数値から入浴料金改正に直接影響し、好結果が得られることは当然である。また経営状態がはっきりして、将来の経営の指針も見出せるという利点がある。

いままでは記帳のわずらわしさを避けるために帳簿は税理士の先生方に依頼して自分は手を出さないという考え方を持った店主が多いと思われるが、現在では税務申告はもちろん、経営状態を自分自身がはっきりとつかむことこそ、経営者に課せられた責任なのである。

以前は記帳は税務申告のためと思われがちだったが、変化の激しい現代社会ではその企業に適した経営の仕方、経営の指針を早く見出さなくては社会の進展についていけない。この経営指針の基礎となっているのは計数管理の信頼性から生ずる結果であり、決して古い慣習からくるカンではない。

そこで東浴組合ではこの重要性をふまえ、かなり簡素化された現金日計表（表参照）を作成、広く組合員の利用を望んでいる。東浴にかぎらず、全国の業者にも利用をすすめているが、くわしくは全浴連事務局に問合せていただきたい。

区　　湯　　会社名

集　計　表

日付	入浴料売上	入浴料売上	商品売上	飲料水売上	雑収入	ヘヤードライヤー	預金払出			合計	備考
1											
2											
3											
⋮											
月計											

集　計　表

日付	商品仕入	商品仕入	給料	厚生費	水道料	燃料費	光熱費	修繕費	賃借料	通信費	消耗品費	交通費	交際費	租税公課	保険料	雑費			預金預ケ入	合計
1																				
2																				
3																				
⋮																				
月計																				

現　金　日　計　表

昭和　年　月　日（　曜日）　晴、曇、雨　　承認印　検印　会計印　係員　No.

入金	摘要	金額	出金	科目	摘要	金額
本日売上	入浴料の売上			商品仕入		
	入浴券の売上　枚			飲料水仕入		
	商品売上（ア）					
	飲料水の売上（イ）					
	雑収入					
	ヘアードライアー					
	預金払戻					
				預金預入		
	合計（A）			合計（B）		
備考	入浴券の回収枚数　枚		集計	前日よりの繰越高(C)	本日の入金合計(A) 本日の出金合計(B)	差引現金残高(D)

売　売　伝　票

年　月　日

商品													飲料水				
品名	単価	持出数	残り数	売上数	金額	品名	単価	持出数	残り数	売上数	金額	品名	単価	持出数	残り数	売上数	金額
						小計②											
小計①						合計①＋②(ア)						合計(イ)					

姿消す〝町内会〟浴場

埼玉　自家風呂普及に勝てず

十月一日付東京新聞は「姿消す名物銭湯」の見出しで、埼玉県秩父市の町内会経営浴場が浴客の減少で、ついに閉鎖したと次のように報じている。

五十年間、町の〝社交サロン〟として住民に親しまれてきた秩父市上野町の町内会経営「上の湯」が、時代の波には勝てず、三十日限りでノレンをおろした。全国でも九州の別府市と秩父の二カ所にしかなかった町内会経営の名物銭湯が姿を消したわけで、名残りを惜しむ声が絶えない。

「こんないい銭湯がなくなるなんて残念ね。ウチじゃ、おばあちゃんから子供まで三代がこの湯をつかったのに……」

「町の人たちと話をするのが楽しみで毎日通ったものです。湯からあがって〝どこそこで赤ちゃんが生まれた〟とか〝だれそれさんがおよめにいくそうだ〟とか町内の動きが手にとるようにわかったのに、これからはつまらなくなる」とさびしがる人が多い。

この浴場、大正十二年に秩父セメントが、工場から出る降灰の〝迷惑料〟ということで土地と蒸気を提供してできた——というからおもしろい。

当時はもちろん、テレビ、ボウリングなどはなく娯楽も少なかった。そのため、町内会の唯一の社交サロンとしてにぎわい、ひとフロあびてから二階の集会場でたばこをふかしながら世間話。そんなところからロマンスの花も咲き三組ほどのカップルも生まれたという。

◆入浴してから集会

町内の集会や役員も出席率一〇〇%、みんなはじめに湯につかり、それから集会というわけで、遅刻もなし、まとまらぬ話もそれこそ裸の話し合いでわけなく——といったあんばいで町内の団結は固かったそうだ。

町内会長をやったこともあり常連だった柿原雄太郎さん（六四）は「自宅にフロのある人で夕食後、ひとフロあびてみんなと話すのを楽しみにきた人が多かった。終戦前後は、工場から急に蒸気がこなくなって臨時休業になってもみんな怒らずに集会場で話していったものです」という。

◆一日三百人の時期も

そんな気楽なサロンだったこともあって他町内や隣接の横瀬村あたりからも入浴にくる人もあって、一日三百人ぐらいの入浴客があってごったがえしたそうだ。

また、ある常連の一人も「選挙になると他地区の候補者や運動員がこっそり湯にきて〝〇〇をよろしく〟なんてそれとなく選挙運動をしたり、商売をするためには家庭のフロに入っていてはダメ、とわざわざ入浴にきて町の動きや商売の話をしていく人もいました」とよき時代をなつかしむ。

こんなわけで浴場は大繁盛。あまりはやるので町の公衆浴場業者から「営業妨害だ」とねじこまれることもあった。だが、時の流れは、町内のほとんどの家庭にフロを備えさせた。町内五百世帯のうちフロのないのはわずか二十五世帯ということになり、一日の入浴客も他町内の人も入れて七十—九十人程度に減ってしまった。

◆お名残りに無料開放

「これ以上続けると赤字になる。かといって長年、住民に親しまれた浴場をなくすのは情としてしのびがたい」——役員たちは連日のようにヒタイを集めて協議した。この間、話を伝え聞いた住民たちは「なんとか続けてほしい」と〝陳情〟を続けた。

しかし、やはり両方をたてる名案はなく、店じまいということになった。

お名残り営業として二十八日から三日間は、全住民に無料で開放され、にぎわった。

◆チビッコ広場に変身

長年、番台に座っていた渋谷邦江さん（五七）は「私もここに座ってみんなと話をするのが生きがいでした。長生きできたのもこの仕事にハリを持っていたからで、これからは楽しみがなくなって——」とがっくり肩を落とす。

浴場の建て物は、十月中にとりこわされ、チビッ子広場に変身する。

浴場経営の近代化に貢献する　　つねに自信をもっておすゝめできる

ツルカメ

◇廃湯温水器【特許】
●ステンレス製　●銅製

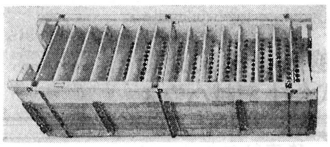

◇循環濾過機【特許】
●砂式　●硅藻土式

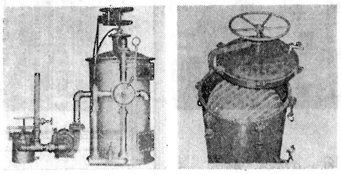

◇ステンレス配管材料

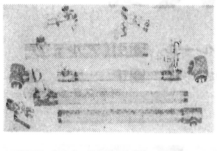

◇TK-3型温水缶【特許】
●全自動式

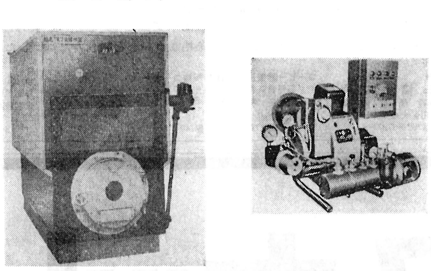

◇各種浴場備品類
●脱衣箱　●下駄箱　●傘立

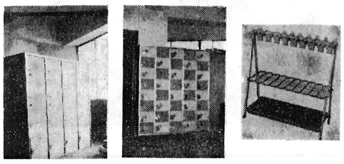

日本環境衛生協会　型式承認済

◇浴槽自動給水・給湯装置
●電動弁式　●電磁弁式【特許】

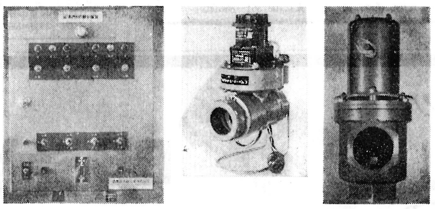

◇超音波赤外線気泡
◇暖冷房空調装置
◇建築設計監理

◇油圧式　全自動バーナー

鶴亀温水器工業株式会社

本社　●大阪市天王寺区寺田町214　電話大阪06(772)5301～9
工場　●大阪市東淀川区三津屋中通1－3　●東大阪市柏田71
●埼玉県川口市領家3052

●各地営業所
東京支店　東京都北区東田端1－4－10　電話03－894－0381・0580
名古屋支店　名古屋市中村区亀島町4－64－5　電話052－571－3029
札幌支店　札幌市美園町四条3丁目　電話011－82－2123～2
北九州支店　北九州市小倉区白萩町　電話09356－1744
南九州支店　鹿児島市真砂本町2－10　電話0922－55－3786
京都 青森・新潟・富山・福井・京橋・豊橋・神戸・広島・高松・松山・高知

浴場いろは事典

さ

ざくろぐち（柘榴口）

江戸時代より明治初期を通じて銭湯一般の浴槽で、戸だな風呂の改良である。浴槽を破風造りなどの屋根でかこい、湯気の発散を防ぎ、固定の前戸（幕板、前懸け）を低く下げ、ここから浴客はかがんで入り込み、中は薄暗く、夜はわずかにはめ板でかこんだ槽の外側に掲げたあんどんの灯が網窓を通じて入るくらいで、その名称はざくろの実が口をあけたかっこうに似ているとか、人が、かがんで入ることから鏡を連想し、鏡をみがくときザクロの汁液を使用することからだと、江戸時代の随筆類に出ているが、未詳である。

さんぼく　いっそうとう（三木一草湯）

五木八草湯と同じく、草根木皮による薬湯の名称。「祇園執行日記」興国四年（一三四三年）

十月二日、自今日薬湯始之於桐房　三木クハ、ヤナギ、モモ、一草ソクツ、房主令始之今日ハ三法方ヨリ焼之、

さかいのしおふろ（堺の塩風呂）

泉州堺の塩風呂の起源は古く浄土宗旭蓮社の境内にあり、湯治の人が滞在することから、「寄宿の湯」と呼び、所伝は、行基作の石の薬師像の胸よりわき出る冷泉をわかしたもので、一つは信仰の湯でもある。有馬温泉の帰途に立寄り湯治すれば切傷が一層といわれている。足利時代に人々に利用されていたことは『大乗院寺社雑事記』文明十三年（四八一年）

三月二十日一、西吉田父子、御内、常善院、明王院寺堺之塩風呂ニ入

など湯治の記事が公家僧の日記に散見し、殊に豊臣秀吉は天正十一年（一五八三年）有馬湯治の帰路に立寄り入湯して、朱印状をあたえてこれを保護したことから、江戸時代、将軍秀忠も元和三年（一六一七年）八月二十八日、四拾石を諸役免除の朱印状をあたえ、以来、代々朱印状があり、幕末まで栄えたが今日では地名に残るのみである。

さんすけ（三助）

銭湯で働く男衆の愛称で、湯番頭ともいう。

江戸時代中期に銭湯での湯女が禁止となったため、これに代って流し場にあらわれ、「流し」をとった浴客を流し、殊に男子禁制の女湯では、ただ一人の男子で、若い三助は人気の的となったという。しかし、戦後は、ほとんどその姿をみせない。

その名称の由来については、越後より江戸に出かせぎ。銭湯で働く兄弟三人は実直で客のうけもよく、その三人の名前に「助」の字がついていたから、だれいうともなく三助ど称呼したことによるという。また『元亨釈書』にある光明皇后の奈良法華寺温室での千人施浴立願のとき、小菊、早蕨、皐月の三女官がお手伝いし、この三人は典侍（すけ）という高級女官であったことから「三すけ」といい、以来、入浴を手伝う者をかく呼んだという。しかしこの所伝は『法華経十五品』の「従地涌出品」の上行、安立行、浄行、無辺行の四女体菩薩が出現して、衆生の汚れを洗い清めたという功徳から創作のものかもしれぬ。皇后と三典侍の女人、都合四人となることからも推察できよう。

サウナ

北欧に起源するといわれる熱気風呂で、全国各地に広がるうちに、その地に順応した方法に変形している。朝鮮半島の汗蒸は、この種に属し、瀬戸内海辺に江戸時代まで数百も点在の石風呂もまたこれに類し京都八瀬の釜風呂、津軽半島の北端の外ヶ濱の雁風呂も同じく類型のものとの関連を思わせる。

さんどがえし（三度返し）

浴場の元湯の湯をわかす装置の一つで、たき釜の熱をパイプで冷水をたたえた水槽に通じ、水槽の冷水はパイプの発散する熱でわく。このパイプが水槽内で三回湾曲して煙突に通じ、煙となって飛散するものである。二回湾曲のものを「いってこい」と呼んでいる。

季節湯にはご祝儀

〝酒湯〟かぶる習慣も—

ささゆ（笹（酒）湯）

昔、ホウソウが全快のとき、頭部に笹の葉をのせ清酒を交ぜた湯を頭からかけ、全身を洗う習慣があった。酒のことを、ささともいうのでささ湯と呼ぶ。これは一種のアルコール消毒である。一例として〝当代記〟慶長十二年（一六〇七年）一月二十日

旧冬より大御所幼息長福丸疱瘡煩、正月十九日長福丸疱瘡平癒の間、廿日さか湯し給ふ。

この笹湯が済むと、このとき使用ものと、病中の赤で画いたホウソウ絵類を河に流し、これを「神送り」という風習があった。ホウソウ神を送る意である。

さいかいしゅう（撮壊集）

享徳三年（一四五四年）十一月の序文のある〝撮壊集〟の項目中に、諸堂中に「浴室、風呂」禅僧の中に「浴主、知浴」屋具類の中に「風呂」浴屋行事の中に「開浴、風呂施浴」また楽療浴の中に「湯治」の文字がみえる。

さくぜんふろ（作善風呂）

一種の施浴で、故人の冥福を祈る功徳の風呂また洗湯である。施浴の項参照。平安から足利時代の日記、記録類に散見する。

さいせいおんせん（再生温泉）

温泉地から原湯とか、湯の花の類をとりよせてわかす温泉、わかし湯、時には薬湯とも称し、中世の記録に散見し、江戸から明治の中期まで各都市で流行した。殊に東京の上野、浅草、芝公園など遊覧地の料亭では、再生温泉で客を呼んだものである。

さしゆ（差し湯）

浴槽の湯がぬるくなったとき元湯から熱い湯を補充することを別に「送り湯」ともいう。

銭湯時代では、浴槽がぬるい場合は、板壁をたたき、たき番はサイヅチを打ち返して承知を合図し、熱い湯を送り込んだものである。古川柳に

さい槌で湯屋の男は受けこたへ

き

ぎゅくしゅゆ（逆修湯）

逆修とは、生前に自己の死後の極楽往生を願って、善行を積んでおきたいと、功徳の施浴を催すことで施浴の一種。『経覚私要鈔』に文明三年（一四七一年）三月二十四日、一、有功徳風呂入了古市乳母送修湯也

きょうおうよく（饗応浴）

昔は人を招くとき、必らず宴の前に入浴をすすめる習慣があった。また地方では新婚の家で始めて迎える新年に風呂をたて知人に入浴飲食をすすめた。

橘守部の「俗談考」の風呂屋には

貞弥ノ日記（世ニ花営三代記ト云フ）春日亭ノ風呂御成トイフ事、年々アリ、云云。案ニ、此ゴロハ、風呂ニ人ヲマネキテ燕楽スル事ヲ風呂ト称シタルモノナリ。文東国紀行ハ湯風呂、石飛呂ナド、ネンゴロニ人ヲモテナス云云ナドモ、皆ナオナジ。コハ湯ニイレテノチニ、酒宴ナドスル業ヨリイヘルナルベシ。

これらを接待風呂とも称呼する。

きせつゆ（季節湯）

家庭でも、銭湯でも昔より催す初夏にアセモのために桃葉湯、端午に菖蒲湯、重陽（九月九日）に菊湯、冬至に柚湯などで、この日は銭湯の番台には三宝を置き、浴客は祝儀をはずんでおいた。これを「おひねり」といい、安い湯銭は、この祝儀で埋め合わせとなった。それぞれの湯の頁参照。

文　武田勝蔵
画　山本富夫

きゅうじつ（休日）

古川柳に「明日の裏は今日休日なり」とあるように、銭湯では月に一度の定休日があり、この日は湯槽等の入念な掃除のほか、おけを洗い、たがを締めなおして、陽あたりのよいところにほした。川柳に「銭湯の休小桶の豆大師」とあるように、この小桶の積み型が上野慈眼堂より出す厄難魔除のお札に印刷の慈眼大師の像がピラミット式に積み並べてあると同じである。また烈風とか、将軍家の吉凶事、将軍のお成りの沿道の銭湯は臨時休業と「今日休」の木札を掲げたものである。

きほうふろ（気泡風呂）

浴槽の中に、圧力のある空気を吹き出して泡をつくるのである。その空気をコンプレッサー、ブロワーで圧力を高め、浴槽内の空気管の細孔から空気を吹き出し、このとき泡とともにそう高くないサイクルの音波を発生するのである。

ぎょうずいぶね（行水船）

港湾に停泊の船の船頭、乗客のため、小船に湯槽（据風呂）を備えて漕ぎまわり、簡易に客を入浴させる船。明治末期に隅田川でみたことがある。

きょうとのゆかぶすう（京都の湯株数）

元治元年十一月改めの京都の「湯屋仲間九組株主名前帳」によると、上組五十二株、中組三十株、下組十九株、川西組二十二株、宮川組十三株、二株組八株、知恩院組七株、粟田組六株大仏組十六株で、合計百七十三株となっていた。これは明治十二年に各地方庁で「湯屋取締規則を制定するまでつづき、この規則による湯屋は上京区八十七軒、下京区一〇六軒で、合計百九十三軒となっている。

ぎょうき（行基）

奈良時代の高僧、聖武天皇の尊信を受け大仏建立に尽力、この前後、諸国を巡って民衆に説教し、道路架橋を指示し、また温泉の開発利用を教えるなど社会事業に功を残し、本邦最初の大僧正となった僧である。（六六八－七四九年）なかでも有馬温泉の所伝は光明皇后の法華寺の癩患施浴の伝説に頼することが伝えられ、〝古今著聞集〟巻二秋教の条に、左の文がのっている。

行基菩薩もろもろの病人をたすけるがために、有馬の温泉にむかれ給ふに、武庫山の中に一人の病者子したり。上人あはれみをされて、とひ給ふよう、汝なによりてか、此山の中にふしたる。病者答ていはく、病身をたすけ人がために、温泉へむかひ侍る。……文云、我病、温泉の効験をたのむといへども、忽にいえん事がたし。……上人の慈悲にあらでは、誰が我をたすけん。ねがはくば、上人我いたむ所のはべたをねぶり給へ、しからば、おのずから其痛たすかりなんといふ。其体焼爛して其の香れはなはだしさくして、少もたへこらふべくもなし、しかれども慈悲いたりて、ふかきゆへに、あひ忍びて、病者のいふにしたがれて、其はだへをねぶり給に、舌の跡、紫麻金色を成ぬ。其仁を見れば、薬師如来御身也。其時仏告云、我はこれ温泉の行者也、上人の慈悲を試みんがために、病者の身にげんじつる也とて、忽然として、かくれ給いぬ。其時、上人願を発して、堂舎を建立して、薬師如来を安遷せんと願し、其跡と崇んと思ふ……

なお、この所伝は、有馬の地に薬師堂とともに長お依存している。

きんぜい（禁制）

禁制とは領主等が禁止事項を定め、厳守を示したもので、寺院の入浴については、入浴順序を定めているが、時には乱れ、改めて厳達したものもある。その一例として

播磨国大山寺禁制八ヶ条の中

一、温室者、為止住浄侶、構之、然者、守番々之上下、令所用者、為先例処、近来乱次第旨、致沐浴間濫吹也云々、堅守法例、猥不可乱

人事貞治三年（一三六四年）三月四日

また僧俗入浴順を定めた例は美作国豊楽寺の条々を定めたものの中に

一、可入湯屋次第事
一番寺僧、次名主、沙汰人
次雑人寺
応永拾一年（一四〇四）十一月

なお、延暦寺のような大寺院で、学衆、堂衆の両派の僧が、入浴順を乱したと、山上で両派の一戦となり、ついに院宣によって停戦を命じ、このため天台宗最高の座主は責任上辞任することもあった。

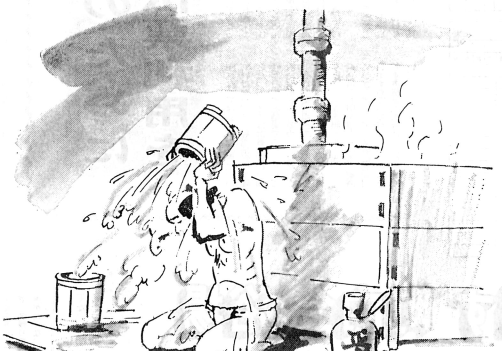

これで、近年まで地方の旧家では、家族の入浴順が守られているところもあった。筆者の知るところでは、当主、長男、隠居の両親、子女、主婦、嫁の順序で、またところによっては、当主と長男は他の家人と湯槽を別にしているところもあった。

きょうとおやくしょむきたいがいおぼえがき京都御役所向大概覚書

この覚書の中に、正徳五年（一七一五年）の「浴中浴外湯屋数風呂屋数御定書之事」に左の通り記してある。

一、浴中湯屋数五十八軒
一、目居風呂数十二軒
一、風呂屋数十三軒
内塩風呂数五軒、日釜風呂数八軒
一、浴外湯屋数十三軒
目居風呂数二十三軒
城州愛宕郡入瀬村の風呂数十六軒、但、年により増減有六軒

この湯屋は湯女風呂、居（起）風呂は一般の銭湯とみられる。

きょり（距離）

距離とは浴場業間の建物の建物との間隔であり、今日ではこの距離と入浴料金は経営維持に重大な関係がある。距離については、

現行の「公衆浴場法」二条では、都道府県知事は、公衆浴場の設置もしくはその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるとき、またはその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。（二項）

前項の設置の場所の配備の基準については、都道府県知事が条例で、これを定める。（三項）となる。

例えば「東京都条例」（昭和三九、八、一）「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準に関する条例」によると、その第二条一項に

設置場所が特別区の区域で土地区画整理法（施行法昭和二十九年法律第百二十号）時則第二項の規定による旧特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）第三条の規定により指定された現地地域（以下、緑地地域」という。）以外の地域であるとき二百メートル以上

二、設置場所が緑地地域及び市町村の区域であるときは三百メートル以上

江戸時代銭湯の祭昌の頃、湯屋間の距離は同業者の競争を防ぐためもあるが、当時はむしろ湯屋の用水は皆な井戸に依存し、近くに湯屋がならぶと再湯屋の用水というよりも、付近住民の飲用等に使用の井戸水が激減することから、おのずから距離が出来、新設銭湯の場合は町内、隣町の町主五人組合の全ての意がなければ、町奉行所では許さなかったのである。その後次第に神田上水等四上水が街中を通過しても、銭湯ではほとんど使わなかった。

江戸時代は上十以上を除く一般家庭では湯殿がなく、みな銭湯を利用のため、銭湯稼業は決して損せぬものとされていた。老中松本定信は諸政革新のために有名な「竜政改革」を実施し、この中で銭湯が禁令である男女混浴、また男湯の二階が男浴の遊び湯ともり湯女に匹する婦女もいたことから、町内銭湯の増設を制限し、住民の多い町は二町、両側町は四町、片側町では五町という、今日でいう適正配置の標準を定めた。

これは記すまでもなく、風俗の是正と銭湯の公共性から、その経営を健全にするためである。

ゆ

ゆ・ゆや（湯・湯屋）

「ゆ」は冷水をわかしたものをいうが、わが国は太古よりいたるところに温泉があり、これを「みず」に対して「ゆ」と呼び、ゆの出ずる国から伊豆の国名が生まれたほどで、温泉を「かみのゆ」（神湯）と呼び、その湯をまつる温泉神社を古くから「ゆのやしろ」とあがめた。寺院の温室、浴室も人は「ゆや」また大衆専用のものを「おおゆや」（大湯屋）と呼び、殿舎の浴室も「ゆや」宮中のものを「御湯殿」と称呼した。営業の町湯があらわれても「ゆや」（湯屋）と呼び、湯銭をとることから銭湯と呼んで来た。公家日記類には、これを浴戸と記している。江戸時代、文化七年（一八一〇年）湯屋仲間の公認とき湯屋十組と称し、明治十一年（一八七八年）はじめて東京府で「湯屋取締規則」が制定、大正九年（一九二〇年）警視庁令で「浴場及浴場営業取締規則」ができて、湯屋は浴場と改称されても湯屋組合に名称が残り、昭和二十三年「公衆浴場法」の制定があっても、世人は昔ながらの湯屋、風呂屋と称呼している。

ゆやのつじ（湯屋辻）

浴場は昔もいまも、交通（徒歩）便利なところにある。今日はビル街のためその煙突などはみえないが、もとはこの煙突が道案内の目標となったものである。

足利時代の湯屋は人通りの多い四辻にあったので、その辻の称呼となったところが多いようである。

「大乗寺社寺雑事記」文明十五年（一四八三年）七月二十九日の条に

一、浄土寺坊主来、湯屋辻子え自古市申付棟夫云々

また「司銭帳」長享元年（一四八七年）八月三日の条に

東大寺八幡宮祭礼棟別人別銭事……上ユヤノツジ

ゆぶろしき（湯風呂敷）

湯具を包む風呂敷が江戸時代に入って銭湯で戸だな、かごが設けられると、その用がなくなり、日常品などを包むようになって、これを「手包み」と呼ぶのに対して、湯具を包む風呂敷を、区別して「湯風呂敷」と呼ぶようになった。

ゆぶろのめわらべ（湯風呂の女童部）

「太平記」巻三に

今度の乱は則畠山入道の所行なりと、落書にも歌にも詠み、湯風呂の女童部まであつかたければ、畠山面目なくや思たけん

この女童部は湯風呂の、いわゆる湯女として、その古い例として多くの書に引用してある。

なお〝宗貞漫稿〟には湯女（湯郷）は後に別に風呂屋物、猿と呼ばれたと見え、天文年中の「運歩色葉」（字書）にも、また慶長年中のキリシタン版の「日葡辞典」にもあるほどで、その活躍振りを知ることができよう。

ゆのき（湯木）

湯をわかす柴薪を総称して湯木という。例えば「兵範記」仁安元年（一一六六年）九月十三日における法会の施浴のところに

早旦参西林寺……具別長櫃七合云々、文湯木一車、湯帷布等施之

とあり、またこの燃料を金子で納入のときは湯木料という。

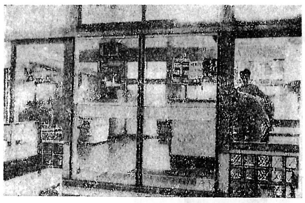

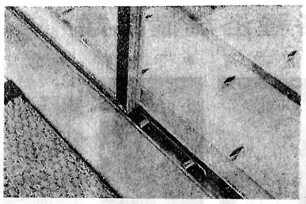

新しい時代の18.8ステンレス製

MK式

◈ソロバンレール　◈引（アルミ）戸
◈下水枠　◈下水蓋（プラスチック製）

中仕切戸は木製建具より安い、軽い、強い、美しい理想的。
特に浴場用として研究開発したＹＫＫアルミ建具に取り替えましょう。
御一報下されば、御見積り致します。

明るく、強く、軽く、美しい
株式会社
東京　松島商店　神田
千代田区神田佐久間河岸72　電話 東京(03)861－8681㈹

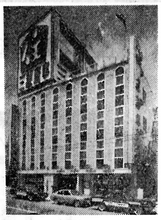

全国の浴場経営者の皆さん!!

敷地を十二分に生かした多角経営
《立体土地利用の財産づくり》はいかがですか

年々土地の価格はうなぎのぼり。あなたの敷地も5年前とは想像もできなかった価格になっているはずです。　その土地で浴場だけの経営は非効率的です。　多角経営について研究してみませんか。

多角経営のプラン・資金づくりの御相談は
浴場開発事業部へ御気軽に御相談下さい。

三越商事株式会社
株式会社 三越ハウス
東京都杉並区高円寺2－1－6
337－1201　榊原

資料請求券

コーヒー酵素風呂のすゝめ

常時60度の自然熱が続くことが，実証されて，ブラジルの大使からコロイド化学研究所の松井先生まで，本場のブラジルでさえ思い付かなかった事が，日本で開発された事は“とても良い”と折紙をつけられました。
東京西新井のコーヒー風呂オープンから１年余り，非常に好評です。
◎　東京羽田，宝湯，小林米八氏，コーヒー風呂今年10月初旬にオープン
◎　仙台市，阿部氏，階下食堂，駐車場，階上コーヒー風呂今年内にオープン
申込、照介は本部も無論受付ますが，此度，コーヒー酵素風呂，建築相談コーナを開設いたしました，御相談下さい。

設計
金子設計事務所
1級建築士 金子春雄
東京都中野区東中野3－3－8
（東京371－2528＝363－3927）

施工
（有）三協鉄工所
代表取締役 関根泰助
東京都大田区大森東5－28－13
（東京762－6787－8）

コーヒー酵素風呂，建築相談コーナー
東京都建設業者同盟（知事免許ロ）483号
所長 村上秀男
東京都品川区西大井1－8－17
（東京772－5938）（郵140）

本部
商標，脳波保持，世界商標申請中
有限会社 丹西堂　東京浴剤本舗
東京都世田谷区世田谷3－6－10
（東京429－6012）（郵154）

あなたの浴場にもぜひ!!
明治スカットの
ショーケースを
おいてください

明治 スカット

清涼飲料水

湯上りのお客さまによろこばれる 5ツの味を用意いたしました
●オレンジ　●グレープ　●レモン　●ライム　●コーラ

●ご相談は　下記最寄りの明治乳業の支店にご連絡ください

北海道支店	(011)261－0241	関東南支店	(03)272-6511(大代)	神奈川支店	(045)433－0141(6)	関西南支店	(06)261－1575(代)	四国支店	(0878)62－6262(代)
東北支店	(0222)25－4401(代)	東京東支店	(03)272-6511(大代)	北陸支店	(0762)63－1527(代)	関西北支店	(06)364－6131(代)	中国支店	(0822)61－3221(代)
関東北支店	(0272)32－1561(4)	東京西支店	(03)272-6511(大代)	東海支店	(052)961－8410～9	兵庫支店	(078)341－0514(代)	九州支店	(092)78－6211(代)

明治乳業

全国最高入浴料金表

	県名	施行年月日	料金				
			大人	中人	小人		
北海道	北海道	47.4.1	46	20	10	0	離島
	北海道	離島	55	25	13	0	
東北	青森	47.1.20	40	20	10	10	
	岩手	46.7.15	40	25	10	10	
	宮城	46.12.30	40	25	15	10	
	秋田	47.1.10	40	25	10	10	
	山形	47.4.1	40	25	15	10	
	福島	46.12.25	40	25	10	10	
関東甲信越	茨城	46.8.16	40	20	10	10	
	栃木	46.6.8	40	20	10	10	A.B
	埼玉	46.12.1	40	20	10	10	
	群馬	46.9.1	40	20	10	10	A.B.
	千葉	46.12.21	40	20	10	9	
	東京	47.5.21	48	20	10		
	神奈川	47.9.1	48	20	10	5	
	山梨	48.9.1	48	20	10	10	
	長野	46.8.10	40	20	10	8	
	新潟	47.10.1	50	25	15	10	
東海北陸	静岡	45.10.10	36	20	10	8	
	愛知	47.10.1	48	20	10	2	
	岐阜	45.10.1	40	20	10	5	A.B.
	三重	46.10.1	40	20	10	5	A.B.
	石川	46.7.1	40	20	10	5	
	富山	46.7.16	40	17	10	7	A.B.
近畿	福井	46.7.20	40	17	10	5	A.B.
	滋賀	47.3.1	40	20	10	5	
	京都	46.9.1	40	20	10	5	A.B.
	大阪	47.10.16	45	18	10	5	
	兵庫	46.7.18	40	20	10	3	A.B.
	奈良	46.12.21	40	18	8	5	
	和歌山	46.8.27	39	20	10	5	A.B.
中国	岡山	46.9.1	40	20	10	10	A.B.
	広島	48.7.1	40	20	10	5	A.B.
	山口	46.1.15	38	17	8	0	A.B.
	島根	46.8.1	35	20	10	10	A.B.
	鳥取	46.7.15	35	20	10	10	A.B.
四国	香川	45.11.1	35	20	10	5	A.B.C.
	愛媛	45.11.1	35	20	10	5	A.B.C.
	徳島	45.9.1	35	20	10	10	A.B.
	高知	45.11.10	35	20	10	10	A.B.C.
九州	福岡	46.10.15	40	20	10	10	A.B.C.
	長崎	46.2.10	38	20	10	10	A.B.C.
	佐賀	46.1.20	33	15	10	10	
	大分	46.12.20	40	20	10	10	
	熊本	47.4.15	45	20	10	10	A.B.
	宮崎	47.7.20	40	20	10	10	
	鹿児島	46.12.1	40	20	10	5	
	沖縄	48.5.15	54	47	36	10	

（料金表は10月1日現在）

読者の広場

浴場史出版の祝典に招かれて

浴場風俗史と浴場業史

杉原行栄

九月二十三、四、と続いた連休の前夜、突然伊藤全浴理事長から速達便で二十五日三時に、浴場史出版祝いをやるから、出てくるようにとの通知に接した。実のところ、その一瞬、私はこのご招待を素直に受けるべきかどうか（とまどい）を感ぜるをえなかったのである。

私の執行部在任以前から、この計画があまりに漠としたところがあり、ずさんな面が多かったので全浴の重要施策の一環として、よくその目的を達成できるかどうか危ぶまれていたところであった。

最近にいたって、現執行部の思い切った決断と裏方のなみなみならぬ努力の結果、困難な校正も終り、出版期限と紙数も制限して、ようやく日の目をみるにいたっていることを聞いていたので、この事実に対しては少なからず敬意を表さねばならぬと考え、多少の私用をやりくりして、あえて出席する決意に踏み切った次第である。

私のいつわらない心情としては、せっかく全浴の多額な経費と時日を要して、でき上がる浴場史であるから、一部の好事家の嗜好に答えるような、あるいは業者の飾りものとして存置して、おくような巻間に散見する甘い風俗史的な浴場史の集約であってはならない。

それはあくまで、現に全国浴場業者が直面している苦難に満ちた社会の偏見を是正し明るい業の将来の展望に役立たせるような、なまなましい浴場史として関係当局はもとより社会全般に訴え、かつ暗示するようなものであってほしいという念願なのであった。当日指定の時間を大分待たされ、本部ですわっていると、緊急な全浴の会議があったとかで、どやどやとなつかしい顔が現われ、また席上には東浴の理事各位も席を占めて私ごときまで、緊急ご招待にあずかる幹部の意向も大体わかった次第である。

そもそも浴場史編さん当初の発想は、上述した一部の趣味嗜好としての風俗史的なものでなく、対政府、対地方自治体、あるいは消費者への啓蒙の一助ともなる、いわば、近世における浴場業者史といったものであろうか。また公衆浴場の距離制限の肯否、入浴料金を統制のワクからはずさぬいわれ指定料金の問題、戦前と戦後の公衆浴場経営の内容慣習の姿容、浴場管理の実態、加えて、主管当局が、公衆浴場問題を特に重大といいながら、依然放置している理由公衆浴場をめぐる、もろもろの法令の改造など、単に一部業者が主張してやまなかった「とうふ」と「そば」と湯銭の比較のごときは社会に対して何の説得力もないことを事実をもって知らせることではなかったろうか。

この着意と発想をはずれた、浴場史の編さんは、いかに枚数が多く、外形が立派なものであっても先般、執行部が厚生大臣と面接の際、贈呈した浴場史に対して「大変結構なご本をいただいて」といった程度の効果に終るに過ぎないことはけだし当然なのではなかろうか。憶え、全国ならびに東京都における浴場業の指導層の各位。戦後における公衆浴場等の地位は、今日にいたるまで政府ならびに地方自治体の巧妙な物価抑制策の犠牲に供せられて、いろいろの機関をかくれみのとして官僚が回避している事実を、戦争直後、ようやく取り戻しつつあった企業の独立形体から、僅々二十年にしていまや完全に政府、ならびに地方自治体の保護に甘えざるをえぬ中途半端な零細企業形態に安落しつつある事実を。

これを国民経済の高度成長とともに着々と、その地位を高めつつある、環境衛生法業種と比べるとき、まさに隔世の感ありというべきであろう。

私は浴場史出版を祝する席上において、これまで関係した方々の今日までの労苦をたたえ表彰を行なうことに、ことさら異を唱えるものではない。

ただ、せっかく全浴の都道府県指導層と、東浴のそれとが、同席することは、そうざらにある機会ではないので、会議出席のためにわざわざ上京された、お疲れもさることながら、浴場史編さんの時間の経過と現実を踏まえて、意見の交換や発表があって、しかるべきではなかろうと、ふと考えた次第である。

安易な通り一辺の執行部まかせの全浴、東浴の態度は業界の将来への希望と展望のために、採らぬものである。切実に業界の苦しみを求むるならば、業界の一致した正しい正い認識と内省が先行されてしかるべきゆえんでもあろう。

二つの提案……

浴場業界の共存共栄は十年前までのこと、今後十年はいかにして共倒れを防ぎ、生き伸びるにはどうするかの対策が問題となると思います。そのためには現在の二九〇米を思い切って五〇〇米にし、その中で調整（間引き）して共倒れを防ぎジリ貧をくい止める対策を練るべきが賢明だと思います。

数年前に全浴本部から経営診断に前田さんがきた時のことですが、八戸の浴場数はときかれて六十五軒といったら人口二十万では四十軒多過ぎるといわれたことがあります。いつまでもヌルマ湯に入っていればカゼを引きます。カゼを引かないうちに何等かの対策を取るべきでしょう。

さてそこで提案ですが、現在県内の浴場は皆さんが牛乳販売をしていると思います。この牛乳の自分に入るマージンのほかに組合などに入れて、それで何か集会とか組合費とかにしている特別なマージンがあると思います。この特別マージンを一本一円拠金として全浴場の総売上金分を、たとえば一日百本売るところは百円、十五本売るところは十五円を全部積立るのです。県内約三百軒の浴場の皆さんが協力して積立をしたら年間相当な金額となるでしょう。この金を県浴の事業を起す基金として活用する。たとえば県浴が主体となって何かレジャー産業などを取入れた収益の高い事業をやる。もし現在営業中でも転廃業をしたいという業者がいたら、その資金の一部として営業年数等によって転廃業援助見舞金とでもいう援助金として出す。各浴場間において転廃業をする業者の東西南北左右の隣接浴場が希望浴場の約一年分の総売上額に相当する金額をもって、その営業権や施設等を買上げて転廃業を速やかにさせる。

浴場間の自然淘汰となればこれは本当にみじめなものといわなければなりません。現在でもじり貧で毎日ヌルマ湯的な日々を送っている方々に一日も早くヌルマ湯から飛出させてあげたいと思います。転廃業をしたらその近くに新設が出るのじゃないかと心配するでしょう。そのために距離の延長を先に取るのです。浴場の権利を買取った資金は今のうちなら二～三年で元を取ってしまい、後はもう永く自分のものとなるわけです。

県市浴組の転業資金制度を一日も早く作ってもらう運動を起そうではありませんか。また他県には特殊浴場として家族ブロを認めております。本県にもありますが本県の場合男女十二歳以上の異性が同室してはいけないとなっております。

青森県にある家族ブロはなぜ夫婦一緒に入浴出来ないものかご存じの方はお知らせ願いたい。私としては家族ブロに一般客も入れて一円玉ならぬ百円玉をいただきたいと思います。たまに夫婦で入ってそれが増収になり家庭円満になるのなら、これに何の異存があるのでしょう。皆さん考えてみましょう。

レジャー施設では何百円も払って、フロ屋で毎日の健康を保持するのにタッタの四十円、それで湯水の使用制限なしとは全くもってフロ屋は弱いものですね。

現在のフロ屋はどっちを向いても八方ふさがりとなっております いまこそ業者自体が研究して立上がらなければ今後ますます苦境に陥ち入ることになります。

今こそ県下全フロ屋が料金、制度これからの進路について打開策を練る時だと思います。料金値上げも結構ですが、これからのことを研究開発するために皆さんの日常思っていることを話し合ってみたいと思います。それにはこの浴場公報紙上で意見異見を発表していただきたいと思います（青森県浴場広報から）

番台川柳

右近藤吉

○夏やせも一人（ひとしお）吐息の番台さん
○清潔の民に不可欠ゆののれん
○水道料上がろと廃業するなかれ
○世の流れ家庭（うち）ぶろのストップままならぬ
○入浴料まになるなら百円に
○長ぶろに時間ですよともいえず
○たまに来て番台越しのチラリズム
○珍客はグァム、ニュージランドから
○なげくまい消すまいオアシス風呂屋の灯
○辛（つら）くとも消すまいオアシス銭湯の灯

（大阪府浴）

妻の座守る相続税

岡島武夫

民主主義では、男女は平等であるといわれているが、一方所得は個人帰属主義によって働いて得た報酬はその働いた人のものになってしまう。

しかし、家庭というものは、なにもおやじ一人が働いているのではない。そのためには子供の面倒をみる人、家事の用をする人のカゲの働きがあることは認めないわけにはいかない。

主人が死亡して相続のとき、このカゲの働きに対する分は相続税の対象から除くというのが、配偶者控除であったわけである。

この妻の座が再認識され、本年度から一段と優遇されたわけである。

従来の配偶者控除は遺産総額三〇〇〇万円の場合の妻の法定相続分だけが無税であった。

すなわち、子供がいる場合は妻の法定相続分は三分の一になるので、通常は一〇〇〇万円までであった。

今度の改正では婚姻期間が十年以上の場合は一〇〇〇万円に十年を越える期間一年ごとに二〇〇万円ずつを増額した額を加えた額まで無税になったわけである。

ただし、最高三〇〇〇万円までという制限がある。

具体的な数字になると、婚姻十一年の人は一二〇〇万円、十五年の人は二〇〇〇万円、十八年の人は二六〇〇万円、二十年以上の人は三〇〇〇万円ということになる。

すなわち、妻の相続分が子供がいる場合三分の一となるので、従来遺産総額三〇〇〇万円まであったものが、総額九〇〇〇万円までは妻の相続、通常浴場二軒くらいの人は妻の分は無税となる。

この措置は、今年の一月にさかのぼって適用されるので、該当する人は利用すべきである。

また相続税の申告期限である相続開始後六カ月以内に遺産分割協議をし、取得分を確定しておくことが原則となっているから注意すること。

それに相続人の中に身体障害者のいる場合、その人が七十才になるまでの期間一年当り一万円の税額控除ができる制度が新設された。

相続税の課税のしくみやその他の控除については、変わりがないので先回の相続税の話を参考にしていただきたい。（東浴）

お願い

このページは読者のみなさんに利用していただくページです。ご意見、随筆など、どしどし編集部までお寄せください。

ニュー
よくさん
山本
妊産婦へのPRだ
さすが実りの秋
またきた
タハッ
イケネ

目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
目黒製作所
本　社　東京都中央区湊町1－4
TEL 東京(03)(551) 5513・2741
横浜支社　横浜市神奈川区松本町25
TEL　(49)　5063
北海道支社　札幌市菊水西町六丁目
TEL (81) 6131～3

metos FINLAND サウナ
最高の技術と実績!!
メトスは世界の名門サウナです

不幸な恋愛問題も、サウナに入れば解決する。
いや死んだ人さえもやってくる。なぜなら天国にはこんな楽しい所がないからだ…（ミケラル・アグリオル）

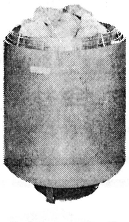

サウナバス経営相談
サウナバス設計・施工

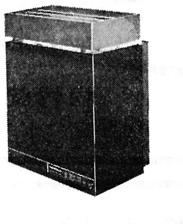

超音波・バイブラバス設計施工
給湯給水全自動管制装置

《快適なサウナ造り》のトップメーカー

製造元：フィンランド・ヘルシンキ
metos
日本総代理店
中山産業株式会社
東京都中央区銀座3－11－5（第2中山ビル）03(542)0331
大阪市北区末広町19(新扇橋ビル)06(311)6557
札幌市南5・東2－19(栄ビル)011(511)2524
神奈川県藤沢市藤沢391（ダイヤモンドビル)0466(25)6195
工場・東京03(700)3161 ショールーム・第二中山ビル7階
各種資料をとりそろえて御相談に応じております。

創業57年浴場専門メーカーが実績と信用を誇る製品
宝式浴場用カラン・シャワー
業界のご要望に応えた最新型〈S型・T型〉登場（全国一斉発売）
宝式新S型及び新T型カラン
最新型宝式は、材質、形共に従来の製品を改良し更に吟味し精撰されたもので、ハンドル操作も軽く、折損の心配なく優美で又、旧型製品より経費はかけていますが、従来通りの値段にて格安にして居ります。既に一部のご利用の方々から絶大なる好評を戴きメーカーとしては確信をもつて御使用をおすゝめいたします。

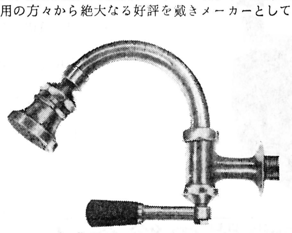

水漏れ等故障のない合理的構造
堅牢で充分な耐久性と機構
美麗でハゲない優良なメッキ仕上
強固なストッパー付で鏡タイルを傷つけない
水漏れのない耐久性に富むパッキング方式
有効散水角度が大で使用し易い
宝式A型ワンタッチシャワー

宝式新S型カラン
カバーガード付
画期的新製品!!カランの決定品!!
湯漏れ防止・クシ等の異物差込防止のカバーが取付きました。

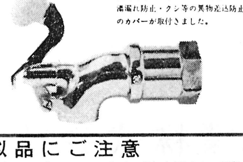

宝式新T型カラン
カバーガード付
画期的新製品!!カランの決定品!!
湯漏れ防止・クシ等の異物差込防止のカバーが取付きました。

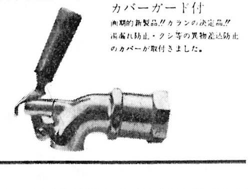

類似品にご注意
もし類似品が出ていましたらご注意下さい《宝式製品類》はすべて新案特許ならびに意匠登録されています。
製造元　Ⓙ日本工業規格　通産大臣許可、優良工場　全国販売店　登録 CTS 宝 商標
小島合金製作所　東京営業所
本社　京都市南区東九条東札ノ辻町1番地
工場　京都市南区東九条柳下町49番地
京都（075）661局 0001番（代表）
東京都杉並区清水町1－15－11
TEL（390）7505

浴場経営の今日と明日

経営安定化の方向

池田昭義

「自由化」に利益なし

「存続」を別に考えよう

全国環衛同業組合中央会と全国公衆浴場業環同組合連合会は公衆浴場経営の安定をはかるため、池田昭義、前田栄蔵、大川信明、宮下兵三、四氏に依頼して「これからの公衆浴場の経営安定策に関する調査研究報告書」をとりまとめた。本紙では今号から、この報告書の全文を連載することにした。

筆者は公衆浴場の性格から、規制論の立場をとるものである。そこで、まず自由化論に対する批判から論じよう。

距離制限を廃止し、自由競争原理を導入し、料金の統制を廃止し、自由料金制にするという「公衆浴場の自由化論」に対しては、一体自由化して、業界、利用者にどのような利益をもたらすというのであろうか。

業界における自由化の利益は、たとえば東京都心区（千代田、中央区）のように、距離制限を撤廃しても新たに競争相手が入ってこないような経営条件のもとでは、自由料金として経営者みずから需要と供給の見合った料金をとることができよう。もっとも、それが現在の特殊公衆浴場の料金ほどに高くなれば、新たに競争関係が生じ、結局、経営的にみると、現在の普通公衆浴場を特殊公衆浴場にすることになろう。

したがって、自由化論は、業界が主張しているような距離制限の制度を残したまま、料金だけを自由化するのとはちがって現行制度のもとにおいても特殊公衆浴場は自由化されているのだから、業界としてはわざわざ普通公衆浴場を自由化する必要はないということになる。

一方、利用者にとって普通公衆浴場を自由化する利益としてどのようなことが考えられるだろうか。自由化することによって新たに業を営もうとするものがふえ、料金の引下げ競争でも起こると考えているのだろうかそうだとしたら、筆者の経験から、それはあまりにも公衆浴場の経営の実態を知らない暴論といわざるをえない。経営状況がどうなっているかという実態の分析については、昭和四十四年度、四十五年度の報告書にゆずるが、環衛業としては比較的多額の資本（土地をふくむ）を必要とし、しかもこの資本効率が悪いこと、利用者に比較的低所得者が多いということから、料金の引上げにはおのずから制限があることなどから、経営的にみて競争条件は極度に制限されているといえる。やお屋、さかな屋、肉屋と同一に論ずることは無理である。

以上から、普通公衆浴場を自由化することによって、業界、利用者の双方になんらの利益がないとすれば、そのような性格を持つ公衆浴場の安定的な維持存続をはかるにはどうするかという問題に対する答えもおのずから出てこよう。

東京都は、このような問題に対する基本的な考えかたおよび都のとるべき対策について、昭和四十六年七月、公衆浴場問題協議会に諮問したので、以下この審議内容を中心に、これからの公衆浴場のありかたを論じてみたい。

公衆浴場の現状

経営環境の悪化

①利用客の減少

東京都では、都心の「ドーナツ現象」に表徴される地域常住人口の移動により昭和三十五年の人口を一〇〇とした場合、四十年一月には、千代田区六一・二、中央区六〇・九、港区八三・一に減少し、住宅地としての適性を失いつつある地域の人口流出現象はなお当分続くものと思われる。また、この傾向は、都心隣接区および周辺にも波及し、三十五年比の場合、文京区八八・一、新宿区九一・五、台東区七二・七と減少している。この結果、これらの地区で、かって高利用密度を前提として開業した公衆浴場は、次第に供給過剰となり、転廃業発生の一大原因となっている。

なお、周辺区においても同様の現象があらわれ、市郡部についても、すでに転廃業の現象があらわれている。この地区においては先行投資型および都営住宅誘導型の公衆浴場の経営が伸びなやんでいることが注目される。この原因としては、利用人口の流出のほか、自家風呂保有率の増加が考えられ、都心区においても転廃業による利用条件の悪化（距離が遠くなった）が自家風呂保有を促進し、一層浴場経営を悪化させる結果になっている

②原価の高騰

一般物価の上昇による浴場経費の増加は、当然総括原価に算入され、その結果として毎年のように料金の値上げを必要としなお人件費、減価償却費、修繕費等の高騰は年々経営を圧迫しつつある。総費用のうち約四二%を占める人件費は、無償の家族労働、低賃金による縁故採用等の労働習慣の後退によって低収入浴場の経営に負担となってきている。

また一般物価の上昇を上回る施設費の高騰は、十分な蓄積の余地のない多くの浴場の存続を困難にしている。

③公害規制の強化

公害関係の規制は、すでに実施段階にあり、使用重油の制限雑燃に対する集じん装置の設置が義務づけられている。

経営の現状

①経営成立の条件

企業として経営するためには人件費、燃料費、用水費等の経営的経費ばかりではなく、本質的に企業として欠くことのできない資本的支出に対応する収入を確保しなければならない。

現在の料金算定の基礎とされている標準浴場においては、おおむね一日六〇〇人の利用者を予定しており、これを超える場合は最もコストの高い支出構造をもつ浴場でも、企業として存続することが可能だろう。

しかし、最もコストの低い経営型に属する浴場でも、経営成立の下限は一日約四〇〇人程度と考えられ、現に営業する低収入浴場は、人件費、燃料費等の経常的経費のほか、とくに減価償却を圧縮してようやく維持されているにすぎない。したがって改築期における再投資に見合う資本蓄積はきわめて不十分であり、事実上、存続は不可能に近いというべきだろう。

このような格差が生ずる最大の理由は、もっぱら個々の浴場の立地条件によるもので、短期的にみると、設備の新旧、サービスの良否等が利用者の増減に関連することはあるとしても、経営努力、資本力が大きな影響をもっているとは考えられない。

公衆浴場の主たる顧客動員範囲は、隣接浴場との商圏の競合あるいは距離に比例する自家風呂保有率の上昇等からみると、ほぼ半径二〇〇㍍以内であって当該浴場の経営は、この小さな商圏の住民の絶対数と、その公衆浴場利用率によって左右される。

いま、一つの浴場経営に必要な利用人口を二、〇〇〇人（一日当たり入浴人員八〇〇人）とすれば、この地域の利用人口の平均的分布は二六三人となり、この条件は現在都内においてはむしろ一般的であり、低い自家風呂保有率より高い人口密度と公衆浴場利用率をもつ人口密集地帯がなお多く存在している。

四十六年度調査によると、優良浴場（年間利用客二五万人以上昭和四十五年の年間収入八二三万円以上）の大部分がこのような人口密集地帯に集中し、かつこれらの浴場の大部分はほとんど二五〇㍍以内に優良な隣接浴場をもつ高浴場密度地帯にあって、その他の浴場も部分的な高人口密度地区に立地していることが明らかである。

これに対して、半径三〇〇㍍以上の商圏をもつ浴場の経営は優良といえるものが少ない。大きな商圏は、本来人口密度が小さく、自家風呂保有率が高い地域であって、先行投資型浴場をふくめて需要の伸びは小さく、今後も好転するとは考えられない。

環境悪化さらに進む

②収入階層分布と経営格差

都内の浴場の収入階層分布は年間売上高三百万円程度から一千万円まで広範にわたっており、ここ数年大幅な変動はみられない。

これを地域別にみると、経営格差が顕著で、一浴場当たり年間平均入浴人員は、新宿区の二十万四千人をトップに平均値が標準浴場の収入を超えているものが渋谷区、豊島区、大田区、台東区、中野区の六区に達しており、現在最も有利な経営を続けている。しかし、市郡部においては平均一二四、八九〇人で経営は容易でないと思われる。

これを個々の経営でみると、最優良経営は年間三十万人以上の利用者と一千万円以上の収入をもち、最も悪条件の経営は年間十万人以下の利用者と四百万円以下の収入にすぎず、経営形態と支出構造の相違があるにしても、固定資負担を考えると、経営格差はきわめて大きいといわなければならない。

③支出構造の変化

最もコストの高い型は、標準浴場の支出構造（重油専焼、上水道専用、下水道用地区）をもち、これに対して雑燃専焼、井戸専用、無下水道地区のパターンが最もコストの低い経営で、これに加えて労働事情（雇用労働、家族労働）と地価格差（地代、家賃、固定資産税）が考えられる。経費負担からみた両者の格差は、標準浴場の規模でおおむね年間五十万円を超えるとみられ低収入浴場の負担を軽減し、経営の存続に寄与していたと思われる。

しかし、最近の使用燃料に対する公害規制、下水道の普及および労働需給、労働慣習の変化により公衆浴場の大半が次第に標準型支出構造に近づくと思われ、この結果生ずる経費の増大は、下位の収入階層の経営をいちじるしく圧迫し、その存続を非常に困難にしている。

④多様化、多角化経営

都内区部の浴場の一五・二%は不動産賃貸を中心とした兼業を行なっているが、大部分は専業で、典型的な単品業種の域を出ていない。多様化、多角化の成否は、本来浴場経営の成立とは無関係と考えるべきであるが土地の高度利用により兼業が導入されることで経営が低収益性に耐える力を持つことはきわめて望ましい。しかし多様化、多角化事業が有効であるためには、立地条件経営能力、資本力がともに恵まれていることが必要で、すべての浴場にこれを期待することはできない。

公衆浴場の推移と転廃業

①浴場数の減少

都内の浴場は、昭和四十二年の二、六八三をピークに新規参入の減少と転廃業の続出によって急激な下降現象を示し、四十七年三月二十日現在では二、五七六になっている。

周辺区、市郡部での需要の増大が見込まれず、半面、都心区だけでなく、他地区でも経営環境の悪化が進行すると思われることから、この傾向はなお続くだろう。

②転廃業の実態

四十年以後の転廃業は、都心区またはターミナル地区の高地価地域で、施設の老化にともなう再投資の断念という形で発生したものが多かったと思われるが、四十四年以後、その数は急増している。過去三年間の転廃業は一〇九軒に達し、その間、十日に一軒の割合で消滅したことになり、一浴場当たり最低千人以上の利用人口をもっていたとすれば、約十一万人が不利益をこうむったと考えられる。

転廃業の原因は、利用人口の減少、施設の老化、人手不足等による経営困難が大部分であるが、より有利な業種への転換を意図した積極的なものがみられることに注目しなければならない。また、これまでは改築、中普請によって多額の投資を必要とする時点で転廃業することが多かったが、このことは収益性と将来性に希望を持てないことを、この時点であらためて深刻に認識した結果と考えられる。

現在営業しているものについて建築年次分布をみると、約半分が昭和三十年以前のもので、とくに二二%は戦前の建築である。一般に浴場の耐用年数は二十年といわれ、ほぼ中間時点で大規模な中普請を行なうようであるが、二十五年以上の使用が普通と思われる。したがって、多くの浴場がここ数年以内に改築期を迎え、また昭和三十一年以後十年間に建築されたものも中普請の時期にきているように思われる。

しかし、昭和四十六年の調査では、今後十年間に改築または中普請のための投資計画をもっているものと比率にはいちじるしい地域格差があり、都心区は最も低い。このことは、都心区の浴場に建築年次の古い施設が多いこととあわせて考えると、できるだけ現有施設を使えるだけ使い、経営継続のために新たな投資を避けている事実を示していると思われる。

利用条件の優劣

浴場からの距離で決る

利用条件と転廃業の影響

①利用の実態

昭和四十六年度の調査によれば、四十五年－四十六年にかけて浴場の利用者統計は、年間四億六千二百万人以上だったと推定できる。一人の年間利用回数を百二十回（三日に一回）とすれば約三百八十万人が常時利用したことになる。

料金負担は標準世帯（三・九八人）で約一、三五〇円で、標準生計費に占める割合は一・四一%だった（四十四年度推定）

②現在の利用状況

都内浴場の衛生状態、設備の良否等のサービスは一定の水準に達しており、利用条件の優劣はもっぱら利用距離によって決定されるといえよう。

四十六年度調査では、公衆浴場からの距離に比例して利用率が低下しており、したがって確保されている商圏の半径を一般的な利用距離とみなすことはできないが、地域ごとに隣接浴場の商圏と重複しない商圏の最大半径を利用距離のマキシムと考えると、現在の利用条件は最もすぐれている場合、半径一〇〇㍍以内に浴場があり、都心区、中間区および周辺区の住宅密集地区では、この距離が三〇〇㍍を超えることはない。また、周辺区、市郡部でも利用者の大部分が四〇〇㍍以内で浴場を利用するものと思われる。

しかし、浴場の分布は地域の需給条件の変化に対応して流動的で、転廃業が今後も続くと考えると、利用条件が需給が安定した地区では安定的であり、供給過剰、需要不足の地区では、なお不安定な状態が続こう。

③転廃業の影響

転廃業によって利用者が受ける不利益は、おもに新たに利用しようとする浴場までの距離が遠くなることと混雑が考えられるが、最近の転廃業が高浴場密度地区に集中して発生したこともあって、客観的にみた場合、利用条件がいちじるしく悪化したものはなかったと認められる。しかし、すでに高密度地区とはいえない地域でも経営が困難と思われる浴場が多く、建替期に転廃業が起こるとすれば、利用条件は一層悪化しよう。

料金制約やむをえない

施策は多面的に

公衆浴場対策の現状

①料金統制

周知のとおり、料金は物統令の適用を受け、その決定は知事の権限に委ねられているが、物統令によらなければならない理由はとぼしく、否定的な意見が多い。しかし利用者の保健衛生上不可欠のものであり、しかも利用者の大半が経済的または物理的な理由から自家風呂の設置が困難な事情を考えれば、その料金がなんらかの制約を受けることは、現状ではやむをえないと思われる。

②料金決定方式

東京都では料金の算定について、昭和四十四年から総括原価方式を採用し、四十五年四月、四十六年五月の料金改定時も、これにより改定しており、ほぼ定着している。いうまでもなくこの方式は適正規模の浴場経営がなりたつことを前提としているもので、標準浴場の過去一年の実績にもとづいて将来の一カ年の経営状態を推定し、収入に過不足が生じた場合、改定するルールを骨子としている。

したがって、これによれば一般物価の上昇が続くかぎり、毎年料金の上昇を避けることができない。

③料金抑制施策

都は料金が利用者にとって最も利用しやすい料金であると同時に、浴場経営の成立をはばんではならないとの観点から、これまで浴場の上下水道料金の減免などの措置をとってきたが、四十六年度は、さらに東京都入浴料金協議会の答申額を減額して告示し、浴場側に対してその差額を補てんした。

このような施策は直接的には料金の抑制を主眼としたものであるが、浴場経営に対しても料金の大幅な上昇による利用者の減少を間接的に防止している。

④特定の利用者に対する料金抑制施策

四十五年度の料金改定以来、低所得者層の家計負担を軽減するため、生活保護世帯に対して入浴料金の上昇分を行政が負担している。四十五年度は、大人料金三十五円から三十八円、中人十五円から二十円への上昇分を、四十六年度は大人三十五円から四十円、中人十五円から二十円への上昇分を入浴券に換算して配布した。

経営安定施策

①経営改善資金の貸付

施設の改築あるいは多角化事業の導入のため長期低利な資金を二千万円を限度として融資し施設の確保をはかっている。申込み八件のうち、二件は辞退、一件は不適格とされた（四十六年度）

②設備改善資金利子補助

環衛公庫、商工中金からの設備資金融資に対し、年四%を超える部分の利子を五年間にわたって補助している。

③中小企業融資

中小企業振興対策の一環として公衆浴場も融資対象となっており、これも利用されている。

④公害防止資金貸付

公害防止のため、燃料転換装置、集じん装置について五百万円を限度として無利子で融資している。

⑤経営近代化等事業費補助

近代化、合理化をはかるため所要費用の一部を東京都浴組に補助した。四十六年度の補助はつぎのとおり。

近代化研究	二、五一六千円
経理指導	二、四八四千円
補助金配分	一、三〇〇千円
器材購入	五、九五四千円

公衆浴場に対する規制

料金統制に関するもののほかつぎのとおりである。

①設置基準

区部について二〇〇㍍、市町村について三〇〇㍍の距離制限がある。

②衛生基準

換気、採光、照明、保温、清潔、その他入浴者の衛生について基準が定められている。

③建築、設備基準

防火、安全、盗難防止、衛生保持に必要な建築設備の基準が定められている。

④公害規制

燃料、燃焼装置について規制されている。

日本最高の〈生産技術〉を誇るマッセイ
浴場ボイラのデパート

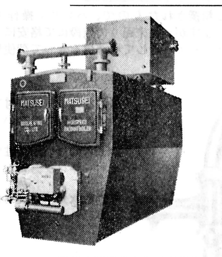

◀用途に応じて選定して下さい▶
特許　ＭＳ100型・500型・600型・700型・808型・900型
煙管式・水管式・重油焚・代燃焚・併用焚・ミニタイプ

設備機器の総合メーカー
浴場全自動装置　サウナ設備機器
全自動重油バーナー　排湯利用温水器
浴槽沪過機　公害防止機器
除鉄沪水機　其他浴場設備
総合工事のご相談も承ります。
◀呈カタログ▶

東日本総発売元　マツセ工業株式会社
東京都新宿区新宿2－54　大倉ビル6Ｂ　〒160. TEL (03) 352－5425 (代)
製造元　西日本総発売元　松清コオルヒイテイング株式會社
本社　京都市南区東九条西山王町10（京都駅八条口前）
TEL　(075)681局6591～6
槇島工場　宇治市槇島町千足63　TEL(0774)21局2473・4515
出張所　新潟・富山・金沢・福井・高松・高知・広島・下関・福岡・熊本・鹿児島

住宅付浴場経営の合理化
浴場敷地を利用し、わずかな自己資金と政府資金を併用して、住宅付浴場サウナの経営・収益資産づくりをお気軽に御相談下さい。
浴場ビル経営相談室
大都建設株式会社
代表取締役　小川正治
東京都江東区亀戸1－38－6　TEL 685－8100

ロッカー・錠前の専門メーカー
精密度は抜群!!
好評のアフターサービス

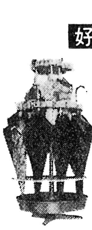

回転式傘立台

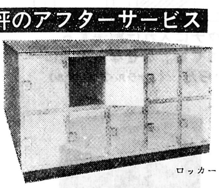

ロッカー

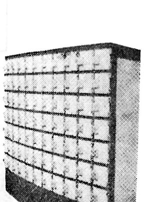

扇形傘入箱

ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠
ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止製
松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井4－10－6
工場　東京都品川区戸越3－10－12
電話　本社(771)7477 (771)9687
工場(781) 5472 (782)9186

永久腰かけ
構造＝厚さ0.5㎜の硬質樹脂板20枚を1枚に溶着
驚異的に強く。美しく。手入れはらくです
営業用として東京・大阪の全浴場で御愛用下さり、知らぬ方なしと申して過言でない逸品であります。

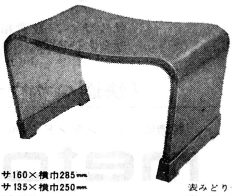

製造元　池島製作所
大阪市生野区林寺町3丁目235
TEL　大阪 (716) 6489
普通型　巾150×高サ160×横巾285㎜
小型　巾130×高サ135×横巾250㎜
その他トルコ用の超大型品もあります。
表みどり色
裏白色